

令和 7 年外部監査公表第 1 号

外部監査人新開章から包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第 252 条の38第 3 項の規定により公表します。

令和 7 年 2 月19日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

令和 6 年度

名古屋市包括外部監査の結果報告書

名古屋市包括外部監査人

税理士 新 開 章

目次

第 1 章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 監査の対象年度	1
3 包括外部監査人及び補助者	1
4 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
5 選定した理由及び監査対象	1
6 利害関係	2
7 監査の期間	2
8 監査の手続	2
第 2 章 総論	7
1 包括外部監査に関する地方自治法の定め	7
2 名古屋市の包括外部監査結果報告に対する取扱い	8
3 総括	13
第 3 章 各論	15
1 会計室	15
1-1 改善策の情報共有	15
2 財政局	18
2-1 利用計画のない土地の処分について	18
3 スポーツ市民局	21
3-1 消費者団体等に対する補助金について	21
3-2 ジャパンオープンジュニアテニス選手権大会補助金	24
3-3 マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知組織委員会負担金	26
3-4 区の特性に応じたまちづくり事業	33
4 経済局	36
4-1 市民ニーズを失った市場の判断について（徳川公設市場）	36
4-2 耐震対策の必要性について	39
4-3 空き店舗の有効利用について	42
5 観光文化交流局	45
5-1 国際センターの指定管理	45

5-2	仕様書条項の不備	46
5-3	老朽施設の耐震対策・修繕	49
5-4	指定管理者協定書	52
5-5	棚卸し原簿の保存	54
6	環境局	56
6-1	実地棚卸の実施	56
7	健康福祉局	58
7-1	連帯納付義務者に対する徴収について	58
7-2	介護保険料の分納中の延滞金について	61
7-3	介護保険料の相続人への請求について	64
7-4	名古屋市食品国民健康保険組合保健事業実施補助金	65
7-5	名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業実施委託	68
7-6	利用者満足度の活用について	71
7-7	指摘事項への措置期限の設定	72
8	子ども青少年局	75
8-1	特殊勤務手当について	75
9	住宅都市局	78
9-1	市有地の利活用について	78
9-2	アンケート実施方法の改善	79
9-3	中川運河における水上交通定期運航事業の有効性評価	81
10	緑政土木局	84
10-1	宗教施設の敷地に供されている土地について	84
10-2	諏訪公園の扱いについて	94
11	上下水道局	96
11-1	上下水道の料金設定について	96
11-2	出張命令簿について	99
11-3	契約の見直しに関する措置	100
11-4	水里応急給水センターについて	103
11-5	マニュアル整備について	105
11-6	給水停止保留手続について	107

11-7	ダム使用权について	109
11-8	ダム建設事業割賦負担金の処理について	111
12	消防局	113
12-1	調定決裁書への添付書類について	113
13	区役所	115
13-1	再発防止のための体制	115
13-2	要領・マニュアルの適時改訂	117
13-3	天白区総務課における公印使用記録簿への記入方法について	122
14	教育委員会	124
14-1	「公会計」の導入について	124
14-2	学校給食費における契約書等の作成について	126
14-3	学校給食用牛乳に関する法律関係について	129
14-4	学校給食費の徴収について	131
14-5	教職員の研修について	133
14-6	使用する領収印について	136
14-7	不明図書について	137
14-8	自然災害に関する歴史的文献の公開事業	139

第 1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項に基づく包括外部監査

2 監査の対象年度

原則として、令和 5年度。ただし、必要に応じて他年度も監査対象とした。

3 包括外部監査人及び補助者

名古屋市包括外部監査人	新開 章（税理士）
同補助者	米津 覚登（税理士）
同補助者	片山映理子（税理士）
同補助者	高井 正樹（税理士）
同補助者	筒井 敬士（公認会計士・税理士）
同補助者	河口 航平（弁護士）
同補助者	竹中 雅史（弁護士）
同補助者	平松 卓也（弁護士）
同補助者	中西 敏夫（弁護士）

4 選定した特定の事件（監査テーマ）

「名古屋市の包括外部監査の結果に対する措置状況」

5 選定した理由及び監査対象

名古屋市では、平成11年より包括外部監査を実施し、各年度の様々なテーマに関して、多くの指摘や意見が公表されてきた。

また、地方自治法第 252条の38第 6項の規定により、包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の長らは、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は、その通知に係る事項を公表しなければならないとされている。

包括外部監査制度の趣旨に照らせば、行政の合規性の確保と効率性・有効性・経済性の向上のため、監査結果については真摯に受け止め、対処することが市民の期待に応えるために必須である。

従って、名古屋市が監査結果に対してどのような措置を講じ、それが行財政運営にどう活かされているかを検証する事もまた、非常に重要な監査テーマであり、包括外部監査制度の機能の充実にも繋がると考え、今年度の監査テーマに選定した。

6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

7 監査の期間

自 令和 6年 6月 4日 至 令和 7年 2月 4日

8 監査の手続

監査の結果から措置状況の公表に至るまでの事務を確認するため、監査事務局監査管理課に対し、ヒアリングを行った。

その上で、平成16年度から令和 4年度までの包括外部監査結果報告書と、同報告書に記載された指摘又は意見に対する措置状況を検討し、ヒアリング対象とする措置状況を選定した。

ヒアリング実施日

月日	所管課・公所 (カッコ内の数字は選定した措置状況の数)	課・公所 の合計	選定 した 措置 状況 の合 計
8/19	会計室会計課(3)、防災危機管理局危機対策課(1)、スポーツ市民局：地域振興課(1)、地域安全推進課(1)、消費生活課(1)、スポーツ振興課(3)、観光文化交流局国際交流課(8)、千種区企画経理課(1)、西区地域力推進課(1)、中区地域力推進課(1)、名東区総務課(1)	11	22
8/20	会計室会計課(1)、スポーツ市民局住民課(2)、健康福祉局：障害者支援課(3)、健康増進課(1)、八事霊園・斎場管理事務所(2)、交通局：営業課(1)、資産活用課(7)、駅務課(1)、中川区民生子ども課(2)、緑区市民課(1)、名東区市民課(1)	11	22
8/26	観光文化交流局文化芸術推進課(9)、健康福祉局介護保険課(6)、熱田区：総務課(2)、保険年金課(1)、天白区保険年金課(4)、教育委員会：学校保健課(8)、教育センター(1)	7	31
8/29	環境局：職員課(3)、資源循環推進課(1)、作業課(4)、工場課(4)、緑政土木局：総務課(1)、企画経理課(1)、河川工務課(1)、緑地管理課(1)、緑地利活用課(3)、緑地維持課(1)、熱田土木事務所(2)、緑土木事務所(2)、東山総合公園(4)	13	28

9/2	スポーツ市民局スポーツ戦略課(3)、健康福祉局：地域ケア推進課(4)、保険年金課(10)、環境局：作業課(1)、施設課(5)、緑政土木局：中村土木事務所(1)、港土木事務所(1)、緑区民生子ども課(1)	8	26
9/4	上下水道局：労務課(3)、契約監理課(11)、経営企画課(1)、経理課(7)、情報システム課(3)、給排水設備課(3)、技術管理課(4)、配水課(2)、配水設計課(2)、施設管理課(6)、浄水管理課(4)	11	46
9/5	総務局総務課(1)、スポーツ市民局スポーツ施設課(7)、中区保険年金課(1)、教育委員会：教育環境整備課(7)、学校施設課(5)、教職員課(3)、義務教育課(1)、博物館(7)、科学館(1)	9	33
9/11	経済局：産業企画課(3)、労働企画課(2)、中小企業振興課(4)、地域商業課(6)、中央卸売市場南部市場(1)、次世代産業振興課(4)、産業立地交流課(6)、工業研究所(1)、観光文化交流局M I C E推進課(2)、緑政土木局：用地管理課(4)、南土木事務所(2)	11	35
9/19	財政局：財産管理課(4)、資産経営課(7)、スポーツ市民局区政課(1)、観光文化交流局：観光推進課(7)、歴史まちづくり推進課(3)、名古屋城総合事務所(9)、西区民生子ども課(2)、中村区企画経理課(1)、中区市民課(2)、昭和区市民課(1)	10	37
9/24	健康福祉局：地域ケア推進課(3)、介護保険課(1)、観光文化交流局文化芸術推進課(2)、住宅都市局：住宅管理課(15)、まちづくり企画課(1)、名港開発振興課(2)、上下水道局：資産活用課(11)、料金課(7)	8	42

10/1	健康福祉局：高齢福祉課(4)、介護保険課(4)、保護課(10)、緑政土木局道路利活用課(3)、消防局：施設課、総務課、消防団課、規制課、港消防署(10)、中村区市民課(1)、熱田区市民課(1)、教育委員会：学事課(4)、高等学校教育課(3)	13	40
10/4	子ども青少年局：保育企画課(19)、保育運営課(29)、子ども未来企画課(9)、教育委員会鶴舞中央図書館(3)	4	60
10/7	住宅都市局：交通企画・モビリティ都市推進課(2)、住宅整備課(3)、市街地整備課(1)、緑都市整備事務所(4)、都心まちづくり課(4)、天白区総務課(7)	6	21
10/10	総務局市政資料館(1)、子ども青少年局子ども福祉課(2)、監査事務局監査管理課(1)	3	4
10/15	総務局：行政改革推進課(2)、法制課(1)、デジタル改革推進課(2)、給与課(4)、安全衛生課(1)、健康福祉局総務課(1)、子ども青少年局子育て支援課(2)、緑政土木局都市農業課(5)	8	18
合計		133	465

選定した措置状況について、所管課・公所に対し、ヒアリングを行った。

ヒアリングを踏まえ、提供された書類の監査や追加ヒアリングを行った。

『監査の結果』として、【指摘】又は【意見】を記載した。

本監査は、これまでの名古屋市の包括外部監査の結果に対する措置状況のあり方及びその後の事務を監査するという視点から、

【指摘】とは、合規性の観点から問題があり、又は経済性、効率性、有効性、公平性、公益性の観点に照らして妥当性を欠いており、改善すべきと考えるものと定義し、

【意見】とは、合規性、経済性、効率性、有効性、公平性、公益性の観点に照らして、改善することが望ましいと考えるものと定義する。

【事実関係】は、【指摘】又は【意見】の前提又は根拠となるものである。

なお、第 3 章各論の【事実関係】の冒頭には、表形式により、「過去の監査結果」として、過去の包括外部監査結果報告書における指摘又は意見を抜粋して記載し、「措置状況」として、市が指摘に対する措置を講じた当時に監査委員へ通知した内容を記載し、「対応状況」として、市が意見への対応状況を監査委員へ報告した当時の内容を記載した。

第 2章 総論

1 包括外部監査に関する地方自治法の定め

包括外部監査の結果、その措置に関して、地方自治法では、次のように定められている。

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長等に提出しなければならない。監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを公表しなければならない（第 252条の37第 5項、第 252条の38第 3項）。

監査の結果に関する報告の提出があった場合において、提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長等は、その監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、通知があった場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない（第 252条の38第 6項）。

法では、包括外部監査の結果に対して措置を講じることを義務づけていないが、措置を講じた際には、監査委員を通じて措置の公表を行うことを義務づけている。

また、包括外部監査人は、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる（第 252条の38第 2項）。

「添える意見」に関して、法は、特に対応を行った場合の監査委員への報告義務、報告を受けた際に監査委員が公表する義務を設けていない。

ただ、公表義務の如何は別にして、その対応が公表されない限り、行政の対応がされているかどうかは、外部からは確認のしようがない。

2 名古屋市の包括外部監査結果報告に対する取扱い

市は、「外部監査結果に係る措置状況の報告の求め及び公表の取扱いについて」を定めている。

これによると、措置状況の報告の求めとして、

- | | |
|---|---|
| 1 | 監査委員は、外部監査結果に関する報告の提出を受けた者に対し、期限を定めて、措置状況の報告を求めるものとする。 |
| 2 | 前項に規定する措置状況の報告は、次に掲げるものとする。
(1) 市長その他の執行機関（市会事務局を監査の対象とする場合にあっては議長。以下「市長等」という。）に対し指摘を行った事項（以下「要措置事項」という。）のうち市長等が措置を講じた事項にあっては当該措置の内容の通知（以下「措置通知」という。）
(2) 要措置事項のうち市長等が措置を講じていない事項にあってはその理由（以下「未措置理由」という。）等の報告 |

と規定されている。

また、外部監査結果に係る措置状況の報告を求める時点は、

区分	措置状況の報告を求める時点
初回	外部監査結果に関する報告を公表した日から 3 月経過後の 2 月又は 8 月のうちいずれか先に到来する月の末日
2回目以降	前回の措置状況の報告を求める時点から 6 月経過後の 2 月又は 8 月の末日

とされ、要措置事項のうち市長等が措置を講じていない事項がある場合には、その事項を監査の範囲とする監査委員監査実施まで管理し、これ以後は監査委員監査に引き継ぐものとされている。

ただし、初回の措置状況の報告を求める時点より前に要措置事項を監査の範囲とする監査委員監査を実施する場合には、初回の措置状況の報告は求めるものとされている。

なお、措置状況の公表について、監査委員は、外部監査結果に係る措置状況の報告があったときは、当該措置状況を名古屋市公報への登載及び市公式ウエ

ウェブサイトへの掲載によって公表し、未措置理由等の報告にあつては、市公式ウェブサイトへの掲載によって公表するものとされている。

市は、令和 5年 3月31日までは、「監査の結果に関する報告に添える意見の対応状況の報告の求めについて」により、次のように取り扱っていた。

包括外部監査の結果に関する報告に添える意見に係る対応状況の報告の求めとして、監査委員は、市長その他の執行機関（市会事務局を監査の対象とする場合にあっては議長。）に対し、包括外部監査の結果に関する報告に添える意見について、その対応状況の報告を求めるものとする。なお、対応状況報告は公表しない。

包括外部監査の結果に関する報告に添える意見に係る対応状況の報告の求めの時点について、初回は、外部監査結果に関する報告を公表した日から 3月経過後の 2月又は 8月のうちいずれか先に到来する月の末日まで、 2回目以降は、前回の措置状況の報告を求める時点から 6月経過後の 2月又は 8月の末日までとされていた。

令和 5年 4月 1日以降、「監査の結果に関する報告に添える意見の対応状況の報告の求めについて」が廃止され、包括外部監査の結果に関する報告に添える意見に係る対応状況については、監査委員への報告を求めない取扱いとなっている。

(1) 名古屋市の「意見」の取扱いについて

- ・ 包括外部監査の結果に対する市の取り組みの公表の観点から

市はこれまで、包括外部監査結果報告書に記載されている「意見」についても、指摘と同様に、担当課において対応を図り、「対応状況」として監査委員に報告していたものの、外部へは公表していなかった。

しかしながら、包括外部監査制度が、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入されたものであることに鑑みれば、住民が広く市の取組状況を知る機会を設けるべきと考えられる。

「意見」への対応状況について、公表が義務づけられていないとはいえ「意見」への対応状況を公表している地方公共団体からは、住民に対する説明責任を積極的に果たす姿勢が感じられる。

なお、他の政令指定都市の包括外部監査ウェブサイトへの掲載状況は、次のとおりであった。仙台市を除き、意見への対応状況についても公表がされている。

掲載年数について、中央値は16年、平均値は14年であった。

	政令指定都市	掲載している年数	措置状況等の公表
1	堺市	3年	指摘、意見を公表
2	熊本市	3年	指摘、意見を公表
3	大阪市	4年	指摘、意見を公表
4	福岡市	5年	指摘、意見を公表
5	静岡市	5年	指摘、意見を公表
6	さいたま市	6年	指摘、意見を公表
7	浜松市	6年	指摘、意見を公表
8	相模原市	6年 (措置状況は23年)	指摘、意見を公表
9	札幌市	12年	指摘、意見を公表

10	千葉市	16年	指摘、意見を公表
11	広島市	18年	指摘、意見を公表
12	新潟市	18年	指摘、意見を公表
13	京都市	20年	指摘、意見を公表
14	神戸市	22年	指摘、意見を公表
15	北九州市	22年	指摘、意見を公表
16	川崎市	25年	指摘、意見を公表
17	横浜市	25年	指摘、意見を公表
18	仙台市	25年	指摘を公表
19	岡山市	25年	指摘、意見を公表

本監査で、平成16年度から令和 4年度までの包括外部監査の結果に対する措置状況を監査した結果、名古屋市においては、「指摘」への措置のみならず、「意見」への対応状況についても、監査委員に報告されていた。

【意見】 監査事務局監査管理課

市は、「意見」への対応状況を公表することで、包括外部監査の結果をどのように行政運営の改善に生かしているかを広く住民に知らせることができ、説明責任を積極的に果たす姿勢を示すことができる。

これまでも、「意見」については、「指摘」と同様に、各局でしっかりと対応してきたのであるから、今後は、「意見」への対応状況についても、積極的に公表することが強く望まれる。

(2) 包括外部監査結果報告書及び措置状況に係るウェブサイトへの掲載方法

市は、包括外部監査結果報告書及び措置状況を、名古屋市公報に掲載する方法により公表しているほか、市公式ウェブサイト中の包括外部監査のページにおいて、直近 3 年分を掲載している。

【意見】 監査事務局監査管理課

名古屋市公報については、平成16年 1月以降に発行されたものが市公式ウェブサイトに掲載されているが、確認したい年度の包括外部監査結果報告書及びその措置状況にたどり着くのは難しい。

市公式ウェブサイト中の包括外部監査のページにおいては、直近 3 年分が掲載されているが、包括外部監査の結果に対する措置を講じるまでに 3 年を超えるケースも考えられる。他の政令指定都市の掲載年数の中央値が16年、平均値が14年であることも参考に、掲載年数を延ばすことを検討されたい。

3 総括

(1) 監査結果の指摘・意見の数

監査結果の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	指摘	意見
総論	0	2
各論	14	36
合計	14	38

(2) 対象部局別の指摘・意見の数

監査結果の対象部局別の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	対象部局	指摘	意見
総論	監査事務局	0	2
各論	会計室	0	1
	財政局	0	1
	スポーツ市民局	1	3
	経済局	0	2
	観光文化交流局	2	4
	環境局	1	0
	健康福祉局	4	5
	子ども青少年局	1	0
	住宅都市局	0	3
	緑政土木局	2	0
	上下水道局	0	8
	消防局	0	1
	区役所	1	2
	教育委員会	2	6
合計		14	38

(3) 指摘・意見に対する措置・対応の取組状況

監査の実施に先立ち、包括外部監査に関する市の公表資料を確認したところ、意見への対応状況が公表されておらず、また、公表されている措置通知において具体性に欠けていると思われるものが見受けられたことから、過去の包括外部監査結果への措置状況について、監査を実施することとした。

その結果、過去の包括外部監査の結果に対する措置・対応については、大半の所属において、既に問題の解決が図られていることや、原因追及・分析を経て一定の実効性が期待できる対策に取り組んでいることが確認され、総合的には、適切に実施されていたと評価できる。

その上で、監査において気になったいくつかの点について示したい。

まず、外部監査の指摘・意見のうち、予算を伴う事項や他の課と協議して対応する必要がある事項、全庁的に議論しなければならないような事項については、全庁的に連携して対応するなど、課題解決に取り組んでいただきたい。

次に、当時の「措置」は適切であったが、その後十分な引継ぎがなされていないと感じられるケースがあったことから、事案の再発防止のためにも、問題意識を引き継ぎ、改善内容を継続することが重要である。

監査人としては、市は、問題意識を持って、指摘・意見への措置・対応を実施しているのだから、それをしっかりと公表し、市民が確認できる仕組みを整えとともに、包括外部監査の更なる活用につなげていただきたいと願うものである。

最後に、本監査において、どの課もしっかりと対応していただいたことについて、御礼申し上げます。

第 3 章 各論

1 会計室

1-1 改善策の情報共有

過年度の領収書の取扱いについて

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
令和 3 年度	保険年金課において過年度に使用していた領収書を確認したところ、未使用分について斜線又は廃棄の旨の記載がなく、使用可能な状態であった。 この点につき、名古屋市の名古屋市会計規則及び現金出納員事務取扱要項には以下の規定があり、実質的にも、白紙の領収書は悪用のおそれがあるため、当該規定に従い、過年度分の領収書についてはすべてに斜線を引き、又は廃棄の旨を表示し、事後使用することができないようにする対応が必要であると考える。	124頁
措置状況		担当課
本件は、名古屋市会計規則及び現金出納員事務取扱要項に基づく、領収書の管理方法に係る認識が不足していたことが原因です。 今回の指摘を受け、領収書の取り扱いについてあらためて口頭で周知徹底するとともに、新たに領収書にも未使用分の処理について注意書きを明記しました。 また、過年度に使用していた領収書の未使用分につきまして、速やかに斜線を引き、事後使用できないよう処理をしました。 今後は、適正な事務処理を図ってまいります。		熱田区 保険年金 課

過年度に使用していた領収書の未使用分については、速やかに斜線を引き、事後使用できないよう処理をしたとのことである。

また、領収書の取扱いについては、口頭で周知徹底をするとともに、領収書には「年度中に使用せず残った領収書は、斜線を引いて、使用できないように

してください。」と記載された注意書きを領収書冊の表紙に貼付し、未使用分の処理を明記している。

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
令和 3 年度	総務課において過年度に使用していた領収書を確認したところ、未使用分について斜線又は廃棄の旨の記載がなく、使用可能な状態であった。 この点につき、名古屋市の名古屋市会計規則及び現金出納員事務取扱要項には以下の規定があり、実質的にも、白紙の領収書は悪用のおそれがあるため、当該規定に従い、過年度分の領収書については、すべてに斜線を引き、又は廃棄の旨を表示し、事後使用することができないようにする対応が必要であると考える。	121頁
措置状況		担当課
本件は、名古屋市会計規則及び現金出納員事務取扱要項に基づく、領収書の管理方法にかかる認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、再発防止のため令和 3年 9月 9日の朝礼及び令和 4年 3月25日の係会で適正な領収書の管理について周知徹底いたしました。また、未使用分についてはご指摘後速やかに、すべて斜線を引き使用不可能な状態に処理しました。（令和 3年 9月 9日実施） 今後も名古屋市会計規則及び現金出納員事務取扱要項に基づき適正な事務処理を図ってまいります。		熱田区 総務課

過年度に使用していた領収書の未使用分については、速やかに斜線を引き、事後使用できないよう処理をしたとのことである。

領収書の取扱いについては、毎年口頭で周知徹底しているとのことである。

なおヒアリングにおいて、総務課及び企画経理課が本年 6月17日～21日の間に全ての課に対して調査を実施し、指摘を受けるようなものがないか確認しているとの報告があった。

【意見】 会計室

熱田区では、総務課及び企画経理課が全ての課に対して調査を実施するなど、指摘に対して適切に措置が図られていた。

なお、保険年金課では、口頭による周知に加え、領収書冊の表紙に注意書きを貼付し、未使用分の処理を即座に領収書使用者が確認できるような方法がとられていた。この方法は実務的に、より実効性があると思われる。このように、より実効性のある措置については、会計室を通じて措置の内容を共有し、全市的に取り組みを進めることが望まれる。

2 財政局

2-1 利用計画のない土地の処分について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成23年度	市として利用する見込みがない土地を20年以上保有し、これからもこれを維持するための作業を行っていくことが適切なものとはいえないため、売却を進めるべきである。	113頁
措置状況		担当課
平成24年 4、5月に、測量委託の事前準備のため現地調査を行いました。6月中には測量委託を業者に発注し、今年度中に測量を完了させ、来年度に当該土地の売払入札を行う予定です。		緑政土木局 港土木事務所

平成23年度の監査の結果によれば、次のような経緯であった。本件土地（港区小川一丁目所在、面積109.40㎡）は、隣接する戸田川の河川改修工事の資材置場として利用するため、昭和63年に取得された。その後、有事に防災用（水防用）資材置場とするため土地を保有し続けたが、特に利用されないまま現在に至っており、毎年度、維持のために除草が行われていた。緑政土木局としては、今後も有事の資材置場以外に利用計画はなく、長期間利用実績もないことから、高額で売却できるものなら売却して売却益を他の事業に充てたいとの意向を持っており、平成18年11月に名古屋市公有財産運用協議会において売却決定されていた。ところが、売却決定後も、売却にあたって測量等の付随費用が発生することになり、売却益が低くなると予想されることから、引き続き有事の資材置き場用の土地として保有を続け、売却を行ってこなかった。

本監査におけるヒアリングによれば、本件土地は、平成24年10月1日に普通財産に変更され、平成25年8月12日に財政局財政部財産管理課に引き継がれ、平成25年度中に売却された。

地方財政法では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている（第 8 条）。

名古屋市財産条例によれば、「本市の公有財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、行政財産については行政の執行に最も適合するように、普通財産についてはその経済価値を十分に発揮させることによって行政に寄与するように、有効利用しなければならない。」とされている（第 4 条）。

「公有財産の一般競争入札による売払及び貸付事務取扱要領」によれば、局長は、公有財産を処分しようとする場合には、名古屋市公有財産運用協議会において協議及び調整を行った上で、方針の決定を得なければならないとされている（第 3 条第 1 項）。

名古屋市公有財産運用協議会（以下「協議会」という。）は、公有財産の効率的運用を図るために置かれているものであり（名古屋市公有財産規則第 65 条）、公有財産の利用に関し、本市以外の者との間で調整する事項を除き、次の各号に掲げる事項を協議し、調整するとされている（同規則第 66 条）。

- (1) 行政財産に属する土地又は建物で、用途を変更し、又は廃止することを予定しているものの利用に関すること。
- (2) 現に利用していない普通財産に属する土地又は建物の利用に関すること。
- (3) 所管換え又は管理換えを予定している土地又は建物の利用に関すること。
- (4) 現に貸し付けている土地又は建物のうち、相当の期間内に返還される見込みがあるものの利用に関すること。
- (5) 事業の用に供する土地の代替地のうち、同一局長又は教育次長が 5 年を超えて所管しているものを代替地以外の目的に供すること。
- (6) 第 3 条第 3 項の規定に基づき財政局長により付議された事項
- (7) その他公有財産の効率的な運用に関して必要な事項

「名古屋市公有財産運用協議会運営事務取扱規程」によれば、協議会の事務局（財政局財政部資産経営課）は、利用調整が終了した物件の利用状況を検証するため、関係する局長に対し、当該物件に関する資料の提出や協議会への報告その他必要な措置を求めることができるとされている（第 14 条）。

【意見】 財政局財産管理課、資産経営課

平成23年度の監査の結果を踏まえ、売却という措置はとられていたが、「市として利用する見込みがない土地を20年以上保有し、これからもこれを維持するための作業を行っていくことが適切なものとはいえない」との視点からすれば、協議会で売却の方針を決定した土地が、売却されないまま何年も経過していたことは望ましくない。

行政財産は行政の執行に最も適合するように有効利用しなければならないという原則があり、用途を廃止することを予定しているものの利用に関することを協議会で協議及び調整することとしているのであれば、有効利用していない行政財産については、用途の廃止を予定するものとして、早期に協議会に調整依頼をすべきであり、売却の方針を決定したのであれば、速やかに用途を廃止して売却すべきである。

協議会による方針が決定した後に方針に沿った措置がされているか財政局で把握し、措置がされていないのであれば必要な措置がされるよう調整することが望ましい。

3 スポーツ市民局

3-1 消費者団体等に対する補助金について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成16年度	当該補助金については、交付要綱が定められておらず、根拠要綱等がないとのことであったので、規則要綱等がない理由、支出手続・交付決定・事後評価等が恣意的に変更される危険性はないか、事務の流れはどのようなものであり、事務引継の際には何に基づいて後任者へ引き継ぐのか等の質問を行ったところ、平成16年度に要綱制定を予定している。従前は、交付申請を受け事業計画・予算書を審査。決裁により支出を決定。事業報告による内容を確認した上で精算する、という手順で行ってきたとのことであった。 交付要綱の不備により、補助金交付事務担当者によっては、補助対象経費の認識範囲に違いが生じる可能性があり、裁量の範囲が不当に広がるおそれがある。また、交付先団体によって取扱いに不公平が生じることがないよう、関係団体と協議の上、早急に交付要綱を制定されたい。当該要綱の中では、他の補助金と同様に補助対象経費の範囲、支出費目その他必要な補助要件を明示することが重要である。	83頁
措置状況		担当課
関係団体との協議を踏まえ、補助対象団体、補助対象経費、補助金の額その他補助金の交付の申請、決定等に関する事項を規定した「名古屋市消費者団体補助金交付要綱」を制定しました（平成16年11月 1日施行）。		スポーツ市民局消費生活課

平成16年に名古屋市消費者団体補助金交付要綱が制定され、第 2条において、

「消費者団体が行う消費者啓発及び情報提供等に要する経費の一部を補助する」ことが規定された。

当該補助金の予算及び実績は以下の表のとおりであり、なごや消費者団体連絡会及び愛知消費者協会の2団体に限られる。また、平成23年度以降は申請する団体がなく、平成22年度が最後の実績となっている。

消費者団体補助金の予算・実績の推移

(単位：千円)

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
なごや 消費者 団体連 絡会	実績	実績	実績	実績	実績	実績	
	300	270	270	260	260	234	
	予算	予算	予算	予算	予算	予算	
	300	270	270	260	260	234	
愛知消 費者協 会	実績	実績	実績	実績	実績	実績	
	280	196	177	160	144	123	
	予算	予算	予算	予算	予算	予算	
	400	280	280	280	160	144	
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
なごや 消費者 団体連 絡会	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
	200	200	200	200	-	-	-
	予算	予算	予算	予算	予算	予算	予算
	211	211	200	200	200	140	119
愛知消 費者協 会	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
	105	105	105	105	105	73	-
	予算	予算	予算	予算	予算	予算	予算
	123	123	105	105	105	73	62

※平成24年度以降は予算なし

【意見】 スポーツ市民局消費生活課

当該補助金は、なごや消費者団体連絡会及び愛知消費者協会以外の団体に交付された実績はない。

また、平成23年度以降に交付の実績がないとの事実から、当該補助金のあり方について検討することが望ましい。

3-2 ジャパンオープンジュニアテニス選手権大会補助金

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成16 年度	事業報告書の提出遅延 当該交付要綱第 6によると、「事業者は、補助事業の完了後すみやかに、事業報告書」等を提出しなければならないと定められている。しかし、平成15年度では、大会の終了日（ 4月13日）と事業報告書提出日（ 6月26日）との間には、約 2.5ヶ月の期間があり、要綱の定め（「すみやかに」）から判断すると長期を要しているものと判断される。なぜなら、平成13・14年度では、ともに 5月下旬に事業報告書が提出されており、その期間は、約 1.5ヶ月であったからである。（なお、各種農林畜水産関係の補助の場合には、「名古屋市農林畜水産関係事業補助金交付要綱」において、「事業の完了の日から起算して20日を経過した日」までに実績報告書を市長に提出しなければならないとされている（当該要綱第 8）。）この点に関して、担当課は、主催者に対し幾度か催促したにもかかわらず提出が遅延したということであった。 事業完了から提出までの期間に明確な期限を設けることにより、適正な事業報告書をすみやかに入手し、補助金交付事務の安定的実施を確保されるべきである。	104頁
措置状況		担当課
要綱の一部改正を行い、「大会終了後 2ヶ月以内」とした（平成17年 4月 1日施行）。		スポーツ 市民局 スポーツ 振興課

改正された東山公園テニスセンター関係事業補助金交付要綱では、第 6 条において、「事業者は、大会終了後 2ヶ月以内に、事業報告書（様式第 2号）に収支清算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない」と規定された。そこで、令和 5年度の事業報告書を確認したところ、事業完了日が令和 5年10月22日、提出年月日が令和 6年 1月22日と記載されていた。

【指摘】スポーツ市民局スポーツ振興課

提出期限が設けられたことは指摘に対する措置といえるが、その提出期限が守られていない。

適切な補助金事務執行のため、当該要綱にしたがって、事業者への指導を徹底し、期限内に事業報告書を提出させるよう改善すべきである。

3-3 マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知組織委員会負担金

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成25年度	「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知」に対する市の負担のあり方については、法律的にクリアに割り切れない曖昧なところがあるので、仮に負担金とする考えを維持するとしても、交付要綱を定めるなどして、支出の根拠を明確にし、収支の透明性を高めていく必要があると考える。	204頁
対応状況		担当課
支出根拠等については、名古屋シティマラソンに係る経費として算出されたものです。また、市職員が委員として出席するマラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知実行委員会にて収支予算書の審議がなされており、これらを基に負担金を交付しております。 決算においても、県と合同で領収書等のチェックをすることで適切な収支がなされていることを確認しております。 また日本陸上競技協会もマラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知組織委員会の監事として収支の確認を行っております。		スポーツ 市民局 スポーツ 戦略課

令和 5年度、市は、「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知組織委員会」（以下「組織委員会」という。）に対し、負担金として、50,000,000円を交付した。

組織委員会は、「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知に関する一切の事業の準備および運営する団体」（組織委員会規約第 2条）である。組織委員会は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「陸連」という。）名誉会長、愛知県知事、名古屋市長、中日新聞社代表取締役社長、陸連会長、愛知陸上競技協会会長、名古屋市教育スポーツ協会副理事長（名古屋市体育協会会長）等で構成された組織であり、市からは、市長のほか、副市長、スポーツ市民局長が構

成員となっている。組織委員会会長は陸連会長である。組織委員会は、事務所を東京都新宿区の陸連に置き、その分局を名古屋市中区の中日新聞社に置く。

「組織委員会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、実行委員会事務局が編成し、実行委員会の議を経て決定」する（組織委員会規約第 8条）とされている。

組織委員会とは別に、「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知を主催し、必要な準備を行い、大会の運営にあたることを目的とする」（実行委員会規約第 2条）組織として、「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知実行委員会」（以下「実行委員会」という。）が存在する。実行委員会は、陸連、愛知陸上競技協会、愛知県、名古屋市教育委員会、名古屋市教育スポーツ協会、中日新聞社で構成されており、実行委員会委員長は陸連専務理事である。実行委員会は、事務局を中日新聞社に置く。

令和 5年度の事務の流れは、次のとおりであった。

まず、組織委員会が、市に対し、「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知 2024共催負担金の交付について」と題する書面を提出し、下記の申請をした。

記

事業名	マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2024
負担金申請額	●●●●●千円
実施内容等	事業計画書のとおり
総事業費	●●●●●千円（明細は収支計画のとおり）

「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2024」の概要は、「名古屋ウィメンズマラソン2024」（女子フルマラソン）、「名古屋シティマラソン2024」（ハーフマラソン、10km）、「名古屋ウィメンズホイールマラソン2024」、「マラソンEXP0」である。

収支計画（書面としては収支予算書）は、次のとおりであった。

収入

(単位：千円)

区分	詳細	予算額
負担金	愛知県	55,000
	名古屋市	50,000
参加料	女子フルマラソン ハーフマラソン 10km	490,000
協賛金	ウィメンズマラソン協賛金（中日新聞社）	
補正金	中日新聞社	75,000
合計		

支出

(単位：千円)

区分	詳細	予算額
広報・イベント費	広告費 新聞広告費 プログラム、ポスター等作成費 ホームページ制作費 イベント関係費	138,000
安全対策費	警備費・大会運営費 沿道対策費 医師看護師派遣費用 規制看板、沿道資機材設置費	326,000
競技運営費	スタート・フィニッシュ会場設営費 感染症対策費 会場使用料 招待選手出場料（選手強化費・賞金含む） 通訳費 選手・役員宿泊費	

	選手・役員・コーチ日当・食事代 参加者荷物輸送トラック代 競技役員ほか日当・交通費 選手役員傷害保険料・興行中止保険料 貸し切りバス代 完走者記念品代 仮設トイレ費 ボランティア関係費 日本陸連納入金 愛知陸協納入金 計測費	
事務局経費	企画振興費 備品等購入費 国内・海外出張費 タクシー代 会議費	38,500
合計		

これに対し、市は、下記のとおり決定し、組織委員会に通知した。

記

事業名 マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2024

負担金額 50,000,000円

交付の条件 (1) この負担金は、上記事業以外に支出しないでください。
(略)
(4) 事業終了後、速やかに実績報告書および精算報告書を提出してください。
(略)

(6) この負担金は概算払いにより交付、事業終了後精算します。

なお、精算残金が生じた場合は返納してください。

(略)

そして、市は、負担金50,000,000円を、地方自治法施行令第162条第3号に基づき概算払により支出した。地方自治法施行令第162条第3号は、「補助金、負担金及び交付金」について概算払をすることができると定めるものである。

このようにして、市が組織委員会に交付した負担金は、「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2024」の事業収入とされた。

「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2024」の事業収支決算の内容は、以下のとおりであった。

収入

(単位：千円)

区分	詳細	予算額	実績額
負担金	愛知県	55,000	55,000
	名古屋市	50,000	50,000
参加料	女子フルマラソン	365,000	30,609
	ハーフマラソン	105,000	83,942
	10km	2,000	17,884
協賛金	ウィメンズマラソン協賛金（中日新聞社）		
補正金	中日新聞社	75,000	158,092
合計			

支出

(単位：千円)

区分	詳細	予算額	実績額
大会告知費	広告費	14,000	15,283
	新聞広告費	33,000	33,000
	プログラム、ポスター等作成費	25,000	25,030
	ホームページ制作費	11,000	10,560
マラソンEXPO関連費	イベント関係費	55,000	60,578

運営安全対策費	警備費	175,000	171,139
	沿道対策費	40,000	42,618
	医師看護師派遣費用	11,000	12,509
交通規制関係費	規制看板、沿道資機材設置費	100,000	117,579
会場運営費	スタート・フィニッシュ会場設 営費	140,000	142,387
	会場使用料	65,000	63,703
	招待選手出場料（選手強化費・ 賞金含む）		
	通訳費	1,000	1,117
	選手宿泊費	16,000	19,309
	選手・コーチ日当・食事代	4,500	2,535
	参加者荷物輸送トラック代	5,000	5,306
	競技役員ほか日当・交通費	18,000	17,730
	選手役員傷害保険料	20,000	16,803
	貸し切りバス代	6,000	4,785
	完走者記念品代		
コース運営費	仮設トイレ費	40,000	36,465
	ボランティア関係費	22,000	26,447
	日本陸連納入金	22,000	22,000
	愛知陸協納入金	5,000	5,000
計測費	計測費	70,000	72,248
事務局経費	企画振興費	32,000	29,514
	備品等購入費	1,000	1,193
	国内・海外出張費	5,000	4,088
	タクシー代	200	123
	監督・選手との打ち合わせ費	300	44
合計			

市は、「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知」に対する市の負担のあり方について、仮に負担金とする考えを維持するとしても、交付要綱を定めるなどして、支出の根拠を明確にし、収支の透明性を高めていく必要があるとの意見に対し、本件負担金について、交付要綱を定めることはしていない。

対応状況には、「支出根拠等については、名古屋シティマラソンに係る経費として算出されたものです。」とあるが、上記のとおり、令和 5年度において、「名古屋ウィメンズマラソン2024」（女子フルマラソン）、「名古屋シティマラソン2024」（ハーフマラソン、10km）、「名古屋ウィメンズホイールマラソン2024」、「マラソンEXP0」各々の収支が区別されて本件負担金の額が算出された形跡はなかった。

ヒアリングでは、本件負担金が何に使われたのかは明確になっているとのことであったが、上記のとおり、収支決算書では明確になっていなかった。

【意見】スポーツ市民局スポーツ戦略課

平成25年度の監査の結果は、本件負担金が、事業の経費に充てられるものであり、実質的にみて補助金としての性質が多分にあることから、補助金と同様に、交付要綱を定めるなどして支出の根拠を明確にすること、収支の透明性を高めることを求めるものであった。

これに対し、市は、本件負担金についての交付要綱を定めることはせず、支出の根拠については名古屋市シティマラソンにかかる経費として算出し、決算において領収書等のチェックをすることで適切な収支がなされていることを確認しているとのことであるが、決算書上はその支出の対応関係は明確でなかった。

本件負担金は、法律や契約等による義務として負担するものではなく、市が構成員となっている団体の運営費として負担するものでもなく、「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2024」という事業の経費に充てるために支出しているものである。

会計上、補助金と区分するか、負担金と区分するかはさておき、本件負担金は、どのような経費に対して支出しているのか、その対応関係を明確にすることが望ましい。

3-4 区の特徴に応じたまちづくり事業

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
令和元 年度	区の特徴に応じたまちづくり事業については、自主的・主体的な区政運営費も含め、その財源をどのようにするかを、見直すとともに、区まちづくり基金との関係も見直す必要がある。	55頁
対応状況		担当課
ご意見を踏まえ、区の特徴に応じたまちづくり事業および自主的・主体的な区政運営に係る財源については区長権限の強化に繋がるよう、今後も引き続き検討してまいります。		スポーツ 市民局 区政課

区役所費の中で、区の特徴に応じたまちづくりを推進するためのものとして、①自主的・主体的な区政運営費、②区の特徴に応じたまちづくり事業費、③区まちづくり基金が計上されており、それ以外に、④区提案連携事業費が局の予算として認められている。

①自主的・主体的な区政運営費は、区役所が自主性・主体性を発揮し、区民ニーズを的確に捉え、地域の特徴に応じた取り組みを「区政運営方針」に定めて、事業を実施するための予算であり、区政運営方針に掲げる取り組み及び同方針の策定・公表にかかる経費とされているものである。

金額としては、各区に 810万円が割りつけられた上で（合計 1億 2,960万円）、総額予算との差額 3,240万円が、昼間人口、常住人口の割合に応じて、各区に割りつけられている。例年、多くの区では、相当額が区民まつりの費用に使われており、区政運営方針の策定・公表や区民アンケート・区民ニーズの把握にも一定額が支払われている。

②区の特徴に応じたまちづくり事業費は、基本的に単年度事業として、関係局とも調整し、区役所費の中で予算を認めてもらうものである。

その財源としては、元々は③区まちづくり基金を前提とするものであったと思われるが、区によって、区まちづくり基金の寄附がほとんどない区もあるた

め、寄附が十分でない区においては、区の特性に応じたまちづくり事業を実施するための予算をつけることができず、区の特性に応じたまちづくり事業を実施できないことになってしまう。そこで、区の特性に応じたまちづくり事業費の財源には、区まちづくり基金のみではなく、必要に応じ一般財源もあてられている。もっとも、一般財源で行うべき「区の特性に応じたまちづくり事業」と、区まちづくり基金で行うべき「区の特性に応じたまちづくり事業」とが区別されておらず、区によっては、市が予算計上すべきものの一部を区民の寄附で賄わせようとしているように捉えられかねない状況もあった。

自主的・主体的な区政運営費と区の特性に応じたまちづくり事業費は、各々の目的は違うとはいえ、その区別は明確なものとは言い難く、また、区の特性に応じたまちづくり事業を実施するにあたり、区まちづくり基金を充当する場合としない場合との区分も明確とはいえ、自主的・主体的な区政運営費の支出項目をみると、独自財源で賄うべきと思われるものも存在した。

令和元年度の監査の結果は、このような実態から、自主的・主体的な区政運営費と区の特性に応じたまちづくり事業費について、財源や基金との関係を見直すことを求めたものであった。

これに対し、市は、自主的・主体的な区政運営費と区の特性に応じたまちづくり事業費の財源を一本化することを検討したとのことであったが、見直しを行ってはおらず、今後、平成29年 3月に策定・公表した「区のあり方基本方針」に代わる次期方針の策定の過程で、区とともに検討を行っていくとのことだった。

令和 5年度におけるそれぞれの事業の件数及び予算額は以下のとおりである。また、現在も、実施される事業に明確な区分はない。

・ 区の特性に応じたまちづくり事業

予算額（単位：千円）

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	合計
件数	1	2	5	2	3	4	3	2	
予算額	3,600	3,960	13,856	5,293	12,700	10,331	3,200	4,000	
区	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	
件数	1	4	5	2	1	4	4	5	48
予算額	2,570	7,426	6,572	5,200	4,640	8,694	7,435	8,523	108,000

・自主的・主体的な区政運営

予算額（単位：千円）

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	合計
件数	30	23	25	11	13	18	24	19	
予算額	10,351	9,522	10,108	10,122	10,649	10,779	9,619	9,522	
区	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	合計
件数	14	24	28	22	27	14	15	19	
予算額	9,126	10,774	10,132	9,857	10,254	11,007	10,075	10,103	

【意見】スポーツ市民局区政課

財源の一本化について検討を行ったとのことであるが、現時点で一本化には至ってない。そうであれば、次期「区のあり方基本方針」の検討の中で、自主的・主体的な区政運営費と区の特性に応じたまちづくり事業費の区分、財源、基金との関係について改めて見直していくことが望ましい。

4 経済局

4-1 市民ニーズを失った市場の判断について（徳川公設市場）

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成26年度	平成19年度行政評価（事務事業評価）実施結果の「市民ニーズを失った市場」の判断基準につき、市民経済局担当者に確認したところ、「市民ニーズを失った市場」とは、売上の低迷などにより、空店舗状態が長期に渡る施設とのことである。 徳川公設市場は、売上・入場者数を伸ばしており、現段階では市民ニーズを失った市場とは判断されていない。 しかし、「(a)概況」に記載したとおり、近隣に民間のスーパーも多く存在することから、徳川公設市場の売上・入場者数が増加しているからといって、「市民ニーズを失っていない」と判断するのは早急である。 <改善提案> 公設市場の設置目的は、「日用必需品を小売させ、市民の消費生活の安定向上を図る」ことであることから、近隣の民間スーパーの出店状況なども勘案しながら廃止を検討することが望ましい。	148頁
措置状況		担当課
市民の利用状況や店舗の出店状況など見極めながら、順次廃止を進めることとしております。		経済局 地域商業課

名古屋市公設市場条例第1条は、公設市場の設置目的として、「日用必需品を小売りさせ、もって市民の消費生活の安定向上を図るため、次のように公設市場を設置する。」と定め、現在、①築地公設市場、②元古井公設市場、③徳

川公設市場、④大高公設市場、⑤南陽公設市場の 5つの公設市場が設置されている（令 3条例15・一部改正）。

このうち、徳川公設市場は、大正14年に開設され、戦禍により焼失し、昭和26年 9月に再建された。その後、昭和37年12月に住宅（市職員寮）併存の市場として改築し、施設の老朽化に伴い昭和61年10月に全面改装した。更にその後、平成10年11月に対面販売方式から一部対面販売を採用したセルフサービス販売へと販売方法を変更した。（参考：公設市場概要平成15年度）

令和 5年度の徳川公設市場の売上高及び入場客数の状況は以下のとおりである。平成25年度と比較し、売上高は伸びているものの、入場客数は減少している。

（単位：百万円、人/日）		
	平成25年度	令和 5 年度
売上高	205	222
入場客数	470	374

なお、市職員寮は平成 9年度に廃止され、現在は（ 2階は公設市場、 3階、4階は住宅都市局の）倉庫としての扱いだが、耐震上の問題があるため利用ができないとされている。

公設市場に関する平成19年度行政評価（事務事業評価）の実施結果は、検討区分が「廃止」、改革改善の取り組みが「地域に支持されている市場については、地域との交流事業や環境・高齢者に配慮した店舗づくりなど、地域密着型市場づくりを支援し、市民ニーズを失った市場については、随時廃止します。」とされている。

そして、市は、措置状況では「市民の利用状況や店舗の出店状況など見極めながら、順次廃止を進める」としており、今回のヒアリングにおいても「廃止の方向性は変わっていない」とのことであった。

しかし、いつ、どのような要件を満たせば廃止にするのかといった明確な基準は設けられていない。

なお、市は、徳川公設市場を廃止すると、「買い物弱者」（※「買い物弱者」の定義は、経済産業省、農林水産省、愛知県等がそれぞれに定めており、一義的ではない）を生み出すおそれがあるとの懸念を示すが、徳川公設市場の近隣

には、ドラッグスギヤマ新出来店（南東へ 434m）、マックスバリュ徳川明倫店（東へ 622m）、ヤマナカ白壁フランチ店（西へ 665m）、ナフコ不二屋大曾根店（北東へ 773m）があり、周辺住民への影響はほぼないと考えられる。

【意見】経済局地域商業課

※後述の「耐震対策の必要性について」において合わせて記載

4-2 耐震対策の必要性について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成26年度	「a 継続の必要性」に記載したとおり、今後、市民ニーズを失った公設市場については、順次廃止をしていく予定である。 <改善提案> 今後一定期間存続する可能性があるのであれば、施設利用者の安全上の観点から、耐震対策についても検討されたい。	152頁
措置状況		担当課
行政評価の検討区分が廃止のため、市民の利用状況や店舗の入店状況を見極めながら順次廃止を進めることとしています。		経済局 地域商業課

名古屋市公設市場条例第5条は、「公設市場の使用料は、次の各号に定める額の範囲内において、規則で定める額とする。」とされ、建物について「1㎡ 1月 1,200円」、土地について「1㎡ 1月 250円」とされている。

令和5年度の公設市場別収支状況は、以下のとおりである。元古井公設市場、徳川公設市場、大高公設市場は若干の黒字であるが、築地公設市場、南陽公設市場は赤字となっている。公設市場全体では若干の黒字である。（単位：円）

※収入・支出ともに電気代を除く

	収入			支出		
	使用料	その他	計	管理運営費	その他	計
築地	0	98,244	98,244	980,834	0	980,834
元古井	4,380,450	0	4,380,450	3,275,276	0	3,275,276
徳川	4,078,200	0	4,078,200	3,337,930	0	3,337,930
大高	2,697,000	0	2,697,000	860,202	0	860,202
南陽	3,028,500	0	3,028,500	5,396,335	0	5,396,335
合計	14,184,150	98,244	14,282,394	13,850,577	0	13,850,577

また、各公設市場の耐震性の対応状況は、以下のとおりである。

公設市場名	併存施設	住宅戸数(戸)	建設年	耐震診断結果	対応状況	耐震工事費(千円)	
						総工費	経済所管分
築地	真砂荘	39	昭和38年	優先的な耐震対策が必要	平成12年度耐震改修実施済	36,540	17,378
元古井	元古井荘	40	昭和39年	優先的な耐震対策が必要	平成15年度耐震改修実施済	32,393	12,818
徳川	旧職員寮(現倉庫)	—	昭和37年	優先的な耐震対策が必要	未対応		
大高	森の里荘	1,252	昭和54年	耐震対策の検討が必要と評価	未対応 ※セルフ棟のみ対象		
南陽	西茶屋荘	1,037	昭和56年	耐震基準法改正後のため、対象外	—		

優先的な耐震対策が必要とされており、未対応の公設市場は徳川公設市場のみとなっている。

市は、耐震対策の費用を見込んだ使用料の見直しは予定していない。徳川公設市場においては、工事期間中に営業休止となることや費用負担の問題等から出店者の合意を得ることが難しく具体的な耐震対策もできていない。なお、徳川公設市場においては、耐震上の問題があるため、新規出店者の募集をしていない。

現状は主として出店者の状況を考慮して耐震対策が進められていない状況となっている。

【意見】経済局地域商業課（「市民ニーズを失った市場の判断について（徳川公設市場）」、「耐震対策の必要性について」）

優先的な耐震対策が必要とされている徳川公設市場においては、耐震対策が予定されていない以上、今後も耐震上の問題が解消されることはなく、むしろ

リスクが増大し続けることになる。また、近隣に民間のドラッグストア、スーパーが多く存在し、徳川公設市場が廃止となっても食料品等の供給の影響がほぼないというのが状況である。そのため、徳川公設市場においては耐震性の懸念があることに加え、公設市場の目的である「消費生活の安定向上」を、民間事業者により果すことが可能と考えられるため、廃止するための要件を明確に定めることが望ましい。

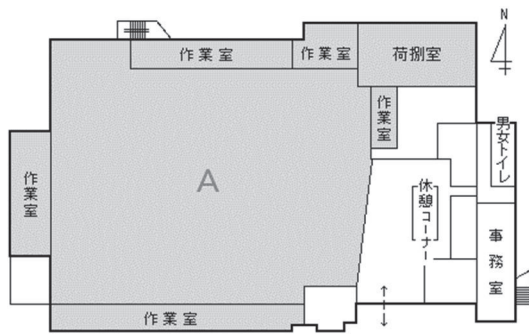
4-3 空き店舗の有効利用について

【事実関係】

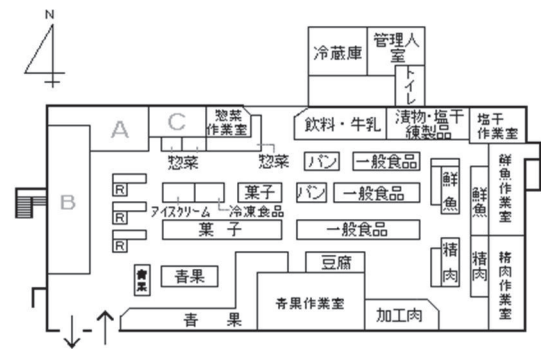
過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成26年度	徳川公設市場以外の 7公設市場についても空き店舗状況及び現在の利用状況を確認したところ、下記【図表産-ウ- 5】のとおりであり、 8施設中 6施設が空き店舗ありとなっていた。行政評価（事務事業評価）の検討区分は廃止とされている以上、新規入店店舗を探すことは容易ではないため、空き店舗の有効利用が現実的と考えられる。しかし、元古井公設市場及び大高公設市場の 2施設については、空き店舗がそのままとなっていた。 ＜改善提案＞ 新しい店舗が入るまでの間、空き店舗については休憩所等、有効利用することが望まれる。また、空き店舗の有効利用等の公設市場間の情報共有について、所管局が積極的に行うことが望まれる。	152頁
措置状況		担当課
公設市場間の情報共有を行い、元古井公設市場については空店舗が解消しました。		経済局 地域商業課

令和 6年 9月 1日時点における公設市場の店舗配置図は、以下のとおりである。徳川公設市場以外の 4つの公設市場（築地公設市場、元古井公設市場、大高公設市場、南陽公設市場）には空き店舗がある（各店舗配置図の赤字英字部分が空き店舗）。

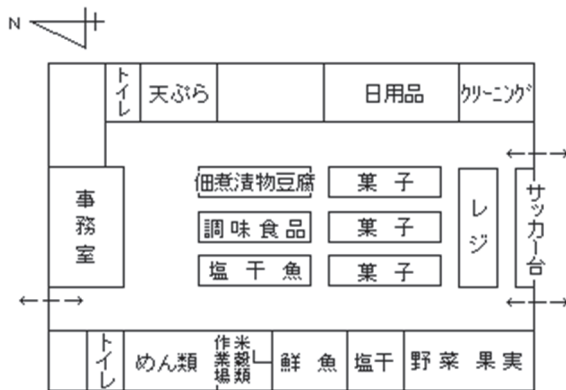
・築地公設市場



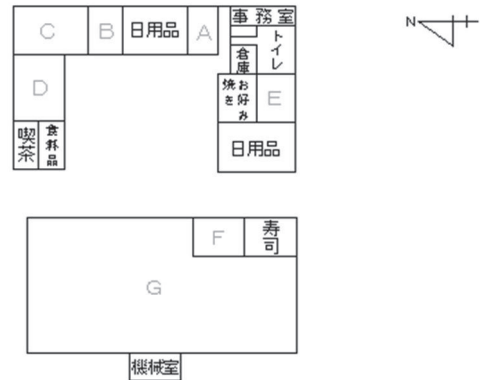
・元古井公設市場



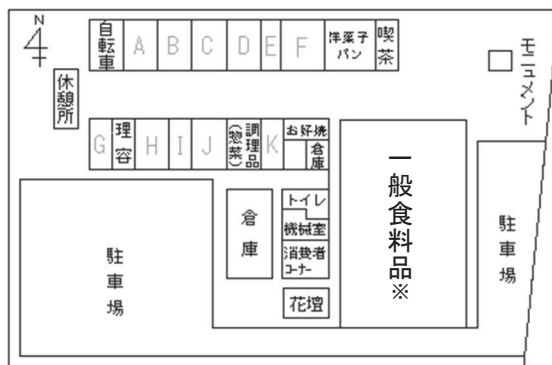
・徳川公設市場



・大高公設市場



・南陽公設市場



※セルフ棟は準備中。オープン日未定。

前述のとおり、市は、公設市場について「市民の利用状況や店舗の出店状況など見極めながら、順次廃止を進める」としており、今回のヒアリングにおいても「廃止の方向性は変わっていない」とのことであったが、空き店舗が継続する公設市場について、いつ、どのような要件を満たせば廃止にするのかといった明確な基準は設けられていない。

なお、空き店舗の一部を休憩所等で有効利用している公設市場もあった。

【意見】経済局地域商業課

長期間空き店舗となっている公設市場が現在も存在するため、改めて有効利用するように努めることが望ましい。

5 観光文化交流局

5-1 国際センターの指定管理

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成26年度	指定管理者は、委託先の日常点検の内容を確認しその証跡を残す必要がある。 また、日常点検等で異常が検出された場合は、その具体的内容と対応を協議し、即時対応が必要でない場合であっても、判断根拠を文書化しておく必要がある。	104頁
措置状況		担当課
日常点検表は、国際センターの総務課長と庶務係長が確認し、検印欄に押印するよう改善しました。（平成27年 4月から実施） 異常が検出された場合は、点検業者に内容を確認し、優先順位、予算を勘案しながら、実施時期等を記載した日程表を作成し、順次対応していきます。		観光文化交流局 国際交流課

委託業者は週に 1回日常点検を実施し、その結果を記載した日常点検表を作成しているが、設備の不備等があった場合には、委託業者から口頭にて報告を受け、緊急性が高いものについては迅速な対応に努めているとのことである。

しかし、実施時期等を記載した日程表などは作成されておらず、対応策などを協議した書類も作成されていない。

【指摘】観光文化交流局国際交流課

後日、対応方法が適切であったかなどを検証できるようにするためにも、委託業者の報告から対応策の実施まで、その内容や判断基準を書類として作成すべきである。

5-2 仕様書条項の不備

指定管理者への貸出物品について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成26 年度	名古屋市の所有する物品の管理方法について質問したところ、物品が破損、変質その他の理由により使用することができなくなったときにはその都度名古屋市への報告を行っている。しかし、年 1 回、物品台帳と現物の照合（以下「検査」という。）を行っているが、仕様書に名古屋市への検査結果の報告を義務付ける記述がないことから、名古屋市への報告は行っていない。 ＜改善提案＞ 指定管理者への貸出備品についても、指定管理者が実施した検査結果について所管課へ報告をするよう、仕様書にその旨を記載する等により体制を整備することが望まれる。	81頁
対応状況		担当課
提案の通り今後善処します。		観光文化 交流局 文化芸術 推進課

名古屋市会計規則第 146条 1項によれば、「物品管理者は、使用中の物品の使用状況について毎年 1回第 138条第 1項第 1号に掲げる財務会計総合システムに登録された情報または同項第 2号若しくは第 3号に掲げる帳票と照合の上、点検しなければならない。」とされている。

市と指定管理者との間で締結される名古屋市文化施設の管理運営に関する基本協定書において「貸付備品及び貸出用消耗品等の管理に関する事務取扱要領」に基づき管理するものとする」との条項が存在する。

そして、上記の要領の第 9において「貸付備品等の使用状況について毎年 1 回、別紙様式に搭載された情報と照合のうえ検査を行い、その結果を甲に報告しなければならない」と規定されている。

令和 5年度においては、令和 6年 3月頃に、各指定管理者に対して、備品台帳一覧と現物を照合の上で、確認内容欄に記載し、メールで提出する旨のメールを送信している。

また、備品・貸出用消耗品を購入する場合には、「備品・貸出用消耗品購入伺」と題する書面と見積書を 3通以上、カタログの写し等の製品仕様が分かるもの、現有備品の写真（破損等による更新の場合）を添付資料として提出する必要がある。そして、購入した場合には、貸出消耗品納入報告書を提出し、納入年月日や品名、規格、数量、施設名等を報告することとなる。

物品検査結果の所管課への報告の必要性

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成26年度	指定管理者への貸出備品についても、指定管理者が実施した検査結果について所管課へ報告するよう、仕様書にその旨を記載する等により体制を整備することが望まれる。	106頁
対応状況		担当課
平成27年度より、指定管理者と協議し、検査結果について所管課へ報告させるようにしました。		観光文化交流局 国際交流課

対応状況にあるように、指定管理者への貸出備品についても、指定管理者が実施した検査結果について所管課へ報告を義務付けた。しかし、仕様書に報告の義務は記載されておらず、記載しない明確な理由もないとのことである。

また、貸出備品と貸出備品台帳との照合は、年に 1 回、指定管理者が行っており、照合を行ったことを記録する書面等は存在しない。なお、所管課へはメールで結果のみが報告される。

【意見】 観光文化交流局国際交流課

仕様書に記載がなければ、報告の義務が担保されないことから、貸出備品の管理を適正に行うためにも、仕様書に報告の義務を記載することが望ましい。

また、照合を行った記録がなければ、実際に照合を行った証跡が残らない。報告の信頼性を担保するためにも、照合した貸出備品台帳などを添付することが望ましい。

【意見】 観光文化交流局

同一の監査で同様の意見があったにもかかわらず、担当課によって措置に差異がある。それぞれの担当課への意見の表現は違うものの、その趣旨を考えれば、国際交流課は、文化芸術推進課と同様の措置となることが望ましい。局内で監査の結果に対する措置の内容を共有し、監査の結果を有効かつ効率的に活用することが望まれる。

5-3 老朽施設の耐震対策・修繕

短歌会館の再整備について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成23年度	名古屋市においては、平成 7年12月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」をうけて、順次耐震診断を行ってきた。その中で、短歌会館の建物については評価Ⅱ - 1 となり、耐震対策の検討が必要な建物と判断された。全面的な改良には多額のコストがかかることが想定されるが、利用者負担やその他施設利用以外の収入の確保等に努め、施設としての快適性を向上させるよう努める必要がある。	96頁
対応状況		担当課
できるだけ早い時期に耐震対策を実施したいと考えており、それに併せて空調設備等の改修についても検討したいと考えております。文化振興室では、文化振興事業積立基金を設置し、市民からの寄付を積み立てて文化事業に活用しているところですが、ご意見にある施設利用者からの募金等による収入確保に関しましては、本市全体での方策を踏まえて、今後、関係部署と協議を行っていきます。		観光文化交流局 文化芸術推進課

日常的なところは指定管理者において修繕しているものの、耐震対策は行っていないとのことであった。

今後の再整備については、令和 6年度における施策として短歌会館の再整備検討調査が予定されていることから、当該調査結果等を踏まえて検討することであった。

短歌会館の修繕・耐震化

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成26年度	施設の存続が決定された後も、現在まで、施設を安全・円滑に運営するために必要な耐震化や修繕が行われていない。 <改善提案> 施設の存続が決定された以上は、安全に運営するために必要な修繕は速やかに実施するべきである。	112頁
措置状況		担当課
平成27年度においては、動作が不安定で施設の円滑な運営に支障をきたす可能性のあった空調設備につき、全系統の機器取替工事を実施しました（H27.10.30に工事完了）。今後も必要な措置をすみやかに実施できるよう、予算措置と併せて、継続的に取り組んでまいります。		観光文化交流局 文化芸術推進課

平成30年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで、ホームックス株式会社が指定管理者となっている。

この点、平成29年 6月付名古屋市短歌会館指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は建築物保全業務としての日常点検を行うことになる。

他方、上記仕様書に記載されていない耐震化や修繕工事については市が行うこととなる。

ヒアリングでは、令和 6年度における施策として短歌会館の再整備検討調査が予定されているとのことであった。当該検討調査では、①短歌会館の現状の課題整理、②他都市の類似施設の調査及び③有識者会議の開催等が予定されているようである。

この調査を踏まえて、短歌会館の再整備等につき、更なる方針を策定する予定であるとのことであった。

【指摘】観光文化交流局 文化芸術推進課

昭和39年に建てられた建物であり、平成23年時の耐震対策についての意見から約13年、平成26年の必要な耐震化や修繕についての指摘から約10年経過した現在も、耐震対策を施さないまま施設が運営されている。

そのため、当該施設を存続させると判断した場合には、安全に運営するために必要な修繕は速やかに実施するべきである。

5-4 指定管理者協定書

利用者アンケートの充実等

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成25年度	(エ) 利用者満足度調査に関する展示場協定書の規定について さらに、アンケートの対象者を来場者と主催者に明確に区分して、利用者満足度調査の実施を指定管理者に義務付ける規定を、展示場協定書に盛り込むべきであると考え。	94頁
対応状況		担当課
(エ) 利用者満足度調査については、指定管理者の募集の際には、施設の借主である主催者を利用者として設定していたため、現協定書では、主催者への調査は明記していますが、来場者への調査については明記しておりません。しかし、ご意見の主催者と来場者それぞれの調査を把握することはサービス向上のため貴重な情報なので、主催者だけでなく来場者においてもアンケートを実施するよう指定管理者に指導しました。協定書への記載については、指定管理者と協議の上、変更等の際に盛り込むように検討します。		観光文化交流局 MICE推進課

令和 4年 4月 1日付の名古屋市国際展示場の管理運営に関する基本協定第32条には、「利用者満足度等の把握」として、「乙は、年 1回以上利用者満足度調査を実施し、利用者等の意見を聴取するとともに、その結果を甲に報告するものとする。また、甲が必要と認める場合、その結果等について全部又は一部を公表するものとする。」と定められており、実際に利用者アンケートが実施されている。

また、利用者アンケートだけではなく、来場者アンケートも実施はなされているが、令和 4年 4月 1日付での名古屋市国際展示場の管理運営に関する基本協定書には来場者アンケートの実施を義務づける規定は、明記されていない。

【意見】 観光文化交流局MICE推進課

主催者と来場者それぞれの調査を把握することはサービス向上のため貴重な情報であり、実際にも実施がなされているのであるから、来場者アンケートの実施を指定管理者に義務付ける規定を展示場協定書に明記することが望ましい。

5-5 棚卸し原簿の保存

物品台帳と現物の照合について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成26年度	名古屋市の所有する物品の管理方法について質問したところ、物品台帳と現物の照合は行っていないとのことであった。 <改善提案> 名古屋市会計規則第 146条では、使用中の物品について、毎年 1回物品台帳と現物の照合を行い、市長に結果の報告を行う旨、定めている。名古屋市会計規則に即し、年 1回、物品台帳と現物の照合を行う必要がある。なお、平成26年度においては、物品台帳と現物の照合を実施している。	141頁
措置状況		担当課
(監査期間中に措置済)		観光文化交流局 名古屋城総合事務所

令和 6年 3月22日付「物品の使用状況の点検結果について（依頼）」において、物品管理者から市長に対し、会計規則第 146条第 1項に基づく物品の使用状況が適正であった旨の報告がされている。

ただし、実際に物品台帳と現物の照合を行っている記録は確認できなかった。

【意見】観光文化交流局名古屋城総合事務所

実際に物品台帳と現物の照合を行っている記録がなければ、照合を行った証跡が確認できない。報告の信頼性を担保するためにも、実際に照合を行った物品台帳の記録を一定期間保存することが望ましい。

6 環境局

6-1 実地棚卸の実施

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘・意見の内容	報告書
平成17 年度	各工場では、設備用の保全用部品を多数保有している。これらの保全用部品は工場の稼動に重要な影響を与えるものであること、また、単価も高額なものが含まれることから判断すると、「市収入役が指定する消耗品」の「その他物品管理者が必要と認める消耗品」に該当するものと解釈することが必要である。したがって、このような保全用部品の整理等には相当の期間を要するものと考えられるが、保全用部品についても出納簿を作成するよう検討されたい。ただし、現在の規則等に定める出納簿の様式は、原則として種類ごとに一枚ずつ作成するものになっているが、工場ごとに1,000種類以上ある保全用部品については、現場業務の実態をも加味して、より効率的な出納簿の様式を検討されることを要望する。 また、各工場においては、保全用部品の棚卸しが実施されていない。保全用部品について、何をどれだけ保有し、どこに保管しているかを的確に把握することは、故障等に適時に対応し設備の稼働率を維持する上でも重要であり、また、不要な在庫を発生させないためにも必要である。 以上のことから、棚卸しを行うことは、受払記録の不備を補正するとともに、工場内での保管場所を移動した場合であっても、その新しい保管場所を適切に把握することなどが可能になり、部品管理業務や設備の効率的な稼動に大きく寄与するものと考えられる。	45頁

措置状況	担当課
全工場とも棚卸し及び在庫管理システムへの入力等を完了し、平成19年 5月31日から電子システムにより在庫管理の運用を開始した。	環境局 工場課

それぞれの工場にて表計算ソフトやデータベースソフトで在庫管理をしている。購入時の受入処理については概ね記録されているようだが、出庫管理については、登録が行き届いていないようにも思えるほど記録が少ない工場があった。物品数が多く出入りの都度把握していることから、実地棚卸（データ上の記録と現物との照合）は行っていないとのことである。

【指摘】環境局工場課

保全用部品の管理については、受入記録だけでなく払出記録も確実に把握することが必要である。

指摘に対する措置としては、システムによる帳簿上の棚卸だけでなく、定期的に実地棚卸を実施するべきである。

7 健康福祉局

7-1 連帯納付義務者に対する徴収について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成20年度	連帯納付義務者は民法上の連帯債務者（民法 431条以下）と同様の地位にあり、また実質的に見ても被保険者本人に十分な資力がないが、連帯納付義務者には十分な資力があり、納付が期待できる場合が多いとも考えられるので、積極的に納入通知を送付し、債権回収に努めるべきである。	72頁
措置状況		担当課
納付資力が無い納税者のうち連帯納付義務者に資力があると考えられる者を一覧に出力し、当該一覧をもとに連帯納付義務者に対し納付勧奨を行っていきます。		健康福祉局 介護保険課

局において毎年度「連帯納付義務者催告一覧」を作成し、各区保健福祉センター福祉部福祉課長宛に送付し、相談記録票や介護保険システムを確認した上で、連帯納付義務者に対して催告するよう依頼している。

なお、上記の対象となる連帯納付義務者として、抽出処理時点における介護世帯の世帯主が記載されるようになっているとのことである。

そして、各区において「介護保険料納付のお願い」と題する書面を発送した上で、その実施状況を報告することとなる。なお、局では個別事案の管理までは行っていないとのことである。

令和 5年度における連帯納付義務者に対する催告等の実績は以下のとおりとなる。

	対象者数	「介護保険料納付のお願い」送付件数	内接触できた件数	内納付書を発行した件数
千種	35	19	2	2
東	25	12	0	0
北	44	0	0	0
西	24	14	3	0
中村	22	12	0	0
中	21	18	1	0
昭和	12	9	2	2
瑞穂	14	10	2	1
熱田	9	1	0	0
中川	57	46	3	0
港	59	46	3	0
南	31	17	1	1
守山	41	31	2	1
緑	37	27	1	0
名東	40	28	1	1
天白	26	16	1	1

【意見】健康福祉局介護保険課

連帯納付義務者としては、抽出処理時点における介護世帯の世帯主が記載されるようになっているとのことであるところ、介護保険法第 132条第 2項、第 3項に規定する連帯納付義務者は、世帯主のみならず、被保険者の配偶者もこれに含まれる。

そのため、世帯主のみを出力してしまうと、上記の配偶者に対する催告が実施されないおそれがある。そのため、対象となる連帯納付義務者全てが出力できるようにすることが望ましい。

【意見】健康福祉局介護保険課

連帯納付義務者に対する催告に関し、催告等を実施しない理由についても、各区から提出があるところ、その理由として「近日中に納付予定の為」「非居

住の為」「納付書発送済みで納付予定」「滞納処分（差押）予定のため」などが記載されている。

このような「予定」とされたもの等については、適切な債権管理の観点からその後の状況を確認し、進展等がなければ、市から改めて各区に対して連帯納付義務者に対して催告するよう指導することが望ましい。

7-2 介護保険料の分納中の延滞金について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
令和元年度	名古屋市介護保険条例第14条では、納期限後に納付する場合には、年 7.3%の割合の延滞金を納付しなければならず、特別の理由があると認めるときに限り、延滞金を減免することができる」とされており、マニュアルにおいても正規の延滞金減免の手続を経ずして、延滞金を減免することはできないと明記されているが、分納中に発生した延滞金について、一律請求しない扱いをしている区があり、名古屋市介護保険条例等に反する運用を行っている。従って、中村区、昭和区、瑞穂区、熱田区、名東区、天白区におかれては、分納中に発生した延滞金を請求されたい。	185頁
措置状況		担当課
分納中に発生する延滞金については、既にマニュアルに記載しているところですが、区職員への一層の周知が必要であることから、令和 2年 4月22日に実施した介護保険業務別研修及び令和 2年 6月 6日に実施した介護保険料滞納整理研修にて改めて延滞金の請求を行うよう周知しました。（健康福祉局介護保険課） 本件については、分納中の延滞金に係る取り扱いについて周知・徹底されていなかったことが原因であったことから、令和元年12月の係会において、分納中の延滞金について、名古屋市介護保険条例等に基づく運用を周知・徹底いたしました。（中村区福祉課） 本件は、延滞金減免に関する手続きについての認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、改めて関係法令等の確認を行い、分納中に発生した延滞金についても請求すること及び		健康福祉局 介護保険課

延滞金減免の際には正規の手続きを経ることを周知徹底しました。（昭和区福祉課） 本件は、滞納者から分納の申し出を受けた際、納付誓約書の徴収及び延滞金の説明がされていなかった事が原因です。今回の指摘を受け、窓口折衝の際に、延滞金について説明し、分納中に発生した延滞金についても、元の未納分の納付終了後には請求する旨を伝えています。また、未納期間が少ない分納の場合、ひと月ずつの未納保険料に延滞金を加算して請求するケースもあります。（瑞穂区福祉課） 本件は、滞納者から分割納付を受付した際、納付誓約書の徴収、延滞金の説明がされていなかった事が原因であったことから、指摘以降直ちに分割納付を受付した場合は納付誓約書の徴収、延滞金の説明を行うことで延滞金の請求をするようにしました。（熱田区福祉課） 分納誓約者の延滞金については、本料の徴収に重点を置いていたため、延滞金の扱いが不明確になっていましたが、令和 2年 2月以降分納誓約時に滞納者に延滞金の説明を行い、適切に延滞金も請求するようにしています。（名東区福祉課） 本件については、保険料滞納者に対する延滞金の請求についての職員の認識不足により監査での指摘となったものです。監査以降、所属内で意思統一を図り、分納者に対しては保険料完納後に一括で延滞金を取るなど、適切な請求を行っています。また、分納約束者と交わす納付誓約書には延滞金請求の旨を補記するなど、滞納者への意識付けも行っております。結果、介護保険料の区別延滞金の収入済件数・金額ともに他区と比較しても改善は図られている傾向にあります。さらに、延滞金減免対象者に対しては正規の減免手続きを取り、適切な減免措置を行っています。（天白区福祉課）	
---	--

令和 4年にシステムを改修したため、分割納付でも延滞金を回収できるようになったとのことである。

また、令和 6年 4月26日に実施された研修において配布された資料のうち、延滞金に関する章においても、その請求や延滞金の減免手続について記載があるところである。また、令和 6年 6月10日に実施された研修において配布された資料のうち納付誓約に関する章においても記載されているところである。

上記のような対応により、各区における延滞金の収入については増加しているとのことであったが、全ての延滞金を徴収しているのかは把握できていないとのことであった。

【指摘】健康福祉局介護保険課

名古屋市介護保険条例第14条では、「普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 1,000円以上であるときは当該金額（100円未満の端数は、切り捨てる。）に年 7.3パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。」と記載されている以上、延滞金を徴収しなければならないのであるから、課においては、各区に存する延滞金につき、徴収状況等を把握し、1件でも適切な債権管理が実施されていない事例が発見された際には、再度指導をすべきである。

7-3 介護保険料の相続人への請求について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
令和元年度	介護保険法第 143条（地方税法第 9条準用）においては、滞納者の相続人は、被相続人の滞納分を納付する義務があり、区としても当然請求する必要がある。ところが、その前提となる相続人調査が十分行われていない区が多数ある。相続人に対する請求についての認識が十分でない区も多数あることから、健康福祉局介護保険課からも、相続人調査をして、相続人に対する請求を行うよう指導することが必要である。	190頁
措置状況		担当課
相続人への請求については、既にマニュアルに記載しているところですが、区職員への一層の周知が必要であることから、令和2年 4月22日に実施した介護保険業務別研修にて改めて相続人に対する請求を行うよう周知しました。		健康福祉局 介護保険課

ヒアリングでは、相続人への請求をしていることや相続人調査をしているかを把握しておらず、個々のケースは把握していないとのことであった。

【指摘】健康福祉局介護保険課

区によって対応にばらつきがあったところ、適切な債権管理を行うためには、健康福祉局介護保険課から各区に対して指導にしたがって運用されているかを確認すべきであり、1件でも未対応の区が存するのであれば、再び指導すべきである。

7-4 名古屋市食品国民健康保険組合保健事業実施補助金

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成24年度	名古屋市食品国保組合助成事業は、廃止するべきである。	72頁
措置状況		担当課
平成25年 7月に設置した「名古屋市食品国民健康保険組合に対する助成のあり方検討委員会」において、助成のあり方について検討を行っているところです。		健康福祉局 保険年金課
平成25年 8月23日第 1回開催、平成25年10月29日第 2回開催、平成25年12月19日第 3回開催、平成26年 1月21日第 4回開催予定		

名古屋市食品国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、国民健康保険法に基づき、被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする組合である。組合員の範囲は、愛知県内の事業所において食品等事業者の事業に従事する者で、愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県内の区域内の市町村内に住所を有する者とされている。

市は、平成24年度監査当時、組合に対し、名古屋市食品国民健康保険組合補助要綱に基づき、保険給付費と保健事業費に対して補助金を交付していた。平成23年度は、保険給付費補助金26,297,810円、保健事業費 7,906,287円であった。

市は、平成25年 8月から検討を始め、平成27年度に名古屋市食品国民健康保険組合保健事業実施補助要綱へ改正して、組合の実施する保健事業のうち特定健康診査等の実施に要する経費についてのみ補助金を交付するようにし、平成29年度をもって保険給付費補助を廃止した。

同交付要綱では、補助対象経費は、（1）当該年度に支出した（1月から3月にあっては、支出する見込みである）特定健康診査等の事務に従事する職員の給与及び賞与の支給総額と（2）市内在住被保険者に係る特定健康診査等の実施率向上を図る事業（組合の実情に沿った効果的なものとして市長が必要と認め

たものに限る。)に要した費用とされ、補助金額は、(1)と(2)の合算額で、予算の範囲内とされている。

令和5年度は、以下のとおり補助金を交付した。

組合から、特定健康診査等の事務に従事する職員の給与及び賞与の支給総額として職員1名の給与4,070,280円と、本年度名古屋市食品国保保健事業費交付上限額として3,000,000円を比較して少ないほうである3,000,000円の交付申請があり、3,000,000円の交付決定をし、同額を確定交付した。

組合から、特定健康診査等の実施率向上事業に要する額として2,277,888円と、本年度名古屋市食品国保保健事業費交付上限額として4,456,000円を比較して少ないほうである2,277,888円の交付申請があり、2,277,888円の交付決定をし、1,490,937円を確定交付した。

特定健康診査等の実施率向上事業に要する額は、組合が20歳から39歳までの被保険者に健康診査の必要性の啓発と受診案内を個別通知し、受診を勧奨するための郵送代260,165円、封筒代28,098円、印刷及び封入代204,854円の合計493,117円のうち被保険者のうち名古屋市内在住者分である272,151円と、組合が生活習慣病健診と人間ドックを受診した被保険者に健診費用を助成する現物給付(生活習慣病健診は10,080円、人間ドックは16,000円)について、交付申請後である11月から3月までの間における受診者数142人に8,583円(名古屋市特定健康診査の実施項目について医科点数表を参考に市と協議した金額)を乗じた額である1,218,786円の合計である。

本補助金の交付決定額は、人件費3,000,000円及び事業費1,490,937円の合計4,490,937円であるところ、組合の令和5年度決算(見込)書によれば、人件費は総務費220,000,000円の約1.3%であり、事業費は保健事業費60,000,000円の約2.4%であった。また、組合の令和5年度決算(見込)書によれば、令和5年度の収支差引残額は187,413,912円であった。

組合が補助対象事業として行った勧奨件数と若年者健診の受診者数は、次のとおりであった。

	勸奨件数①	20歳から39歳までの受診者数② (11月～ 2月)		割合 ②／①
		人間ドック	生活習慣病健診	
名古屋市内	1,762	17人	125人	8%
名古屋市外	1,431	15人	216人	16%

組合全体における特定健康診査の受診率は、令和 4年度が 29.7%、令和 5年度が 30.5%であった。

【意見】健康福祉局保険年金課

組合の令和 5年度の歳入歳出決算（見込）書に基づく財務内容からすると、本補助金により対象事業の人件費を補助する必要性が乏しいこと、また、当該人件費は総務費に計上されるなど運営費の性格もあることから、本補助金は、そのあり方を検討することが望ましい。

【指摘】健康福祉局保険年金課

交付要綱において、補助金額の上限を設けることなく予算の範囲内と定めるのは適切ではない。補助の必要性と有効性を具体的に検討した上で、適切な補助範囲と上限額を交付要綱に定めるべきである。

7-5 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業実施委託

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成22年度	翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではない。	149頁
措置状況		担当課
委託備品の購入については、事業執行上必要が生じたときに購入することとし、当該年度に使用することができないと見込まれる年度末にまとめて購入しないよう指導しました。		健康福祉局 地域ケア推進課

市は、平成18年10月 1日より、「名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業」（以下「本事業」という。）を委託により実施している。本事業の実施要領第2条によれば、本事業は、介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動又は地域活動等への参加促進を図ることを目的とするものである。事業内容は、次のとおりである（実施要領第7条）。

(1) 介護予防普及啓発事業

- ア 健康増進活動
- イ 介護予防に資するレクリエーション
- ウ その他介護予防に資する活動

(2) 地域介護予防活動支援事業

- ア 自主活動又は地域活動の情報提供
- イ 仲間づくりの機会提供
- ウ 自主活動又は地域活動グループの立ち上げに関する支援
- エ その他介護予防活動に必要な支援

本事業は、地域のコミュニティーセンター、その他事業の実施に適切な会場で実施するものとされ、会場は、原則として中学校区ごとに1か所以上設置す

ることとなるように、中川区及び緑区においては16か所、その他の区においては 8か所設置しなければならないとされている。事業の実施回数は、1会場あたり原則週 1回とし、1回あたりの実施時間は 2時間とされている（実施要領第 8条、第 9条）。

委託料については、受託事業に必要な経費についての受託者からの提案額の範囲内で事業委託契約により定めるとされ、次の金額が契約上限額とされている（受託法人募集要項16）。

行政区	会場数	1区当たり経費（単位：千円）	
		1年間	3年間
中川、緑	16か所	17,500	52,500
上記以外の行政区	8か所	11,178	33,534

委託料は、概算払いで支払われ、毎年度終了後に精算を行い、精算残金があるときは返納することとされている（受託法人募集要項16）。

令和 4年度において、令和 5年 4月 1日から令和 8年 3月31日までの 3年間の業務委託について受託法人を募集したところ、16区全てにおいて、各区の社会福祉協議会のみが応募し、受託した。委託料は、いずれの区についても、契約上限額である。

市は、受託法人が取得した物品について、物品関係内訳書において管理している。物品関係内訳書によれば、平成23年度以降において各受託法人が取得した物品の受入年月日は、次のとおりであり、3月の購入件数が19件と突出しているだけでなく、そのうち11件が 3月31日に購入されるなど、翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではないとの監査の結果に従った是正がなされていない蓋然性が高い。

受入月	件数
4月	5件
5月	0件
6月	3件
7月	0件
8月	1件

9月	3件
10月	1件
11月	0件
12月	2件
1月	1件
2月	4件
3月	19件　うち　3月31日が11件

措置状況にある指導というのが具体的にどのような指導を行ったのかは資料が残っておらず不明であった。現在は、口頭で指導しているとのことであった。

【指摘】健康福祉局地域ケア推進課

翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではないことについて、文書で指導監督をすることはもちろんのこと、精算の際にそのような事実が確認された場合は、当該購入にかかる支出を否認して、委託料の返還をさせるべきである。

7-6 利用者満足度の活用について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
令和 2 年度	全ての調査項目について、委託契約ごと・委託業者ごとに、利用者満足度を把握し、委託事業者へフィードバックすることで、市民や利用者のために、事業の改善の余地がないか等について検討できるようにしていくことが望ましいと考える。	94頁
対応状況		担当課
当該事業の利用者満足度調査の結果については、全ての調査項目を委託業者ごとに集計し、その結果を委託事業者へフィードバックすることで、事業の改善の余地がないか等を検討できるよう努めていきたいと考えます。		健康福祉局 地域ケア推進課

全ての調査項目を委託業者ごとに集計し、その結果を委託事業者へフィードバックすることはしていなかった。また、監査の結果及び対応状況についての引き継ぎができていなかった。

【意見】健康福祉局地域ケア推進課

全ての調査項目を委託業者ごとに集計し、その結果を委託事業者へフィードバックすることが望ましい。

7-7 指摘事項への措置期限の設定

生活保護法返還金・徴収金の延滞金

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
令和元 年度	延滞金については、適正な納付を促すためにも徴収すべきであり、免除の活用を含め運用を見直すべきである。	148頁
対応中（監査委員への対応報告）		担当課
生活保護法返還金・徴収金はほとんどすべての債務者が生活保護を受けている者、受けていた者であるため、元となる債務の返還に充てられる資力すら持たない場合が少なくありません。そこで、令和 2年度に各区に示した、名古屋市債権管理条例第12条第1項第 3号（無資力）による債権放棄の適用基準を参考に、延滞金の免除を含め、延滞金徴収事務の運用にかかる規程作成の検討を進めております。 令和 3年度においては 4月及び 7月開催の生活保護経理事務担当者会において議題に挙げ、特に延滞金の免除について意見を集約しましたが、免除の活用を図るにしても、延滞金徴収事務の開始に伴う事務負担の著しい増加を懸念する意見が挙がるなど、免除の対象や免除を認める上で必要な事務手続きについての検討が難航しております。 単なる事務負担増加や未収金額の増大に終わることが無いよう、慎重に検討を進めているところであり、引き続き運用開始を目指してまいります。		健康福祉 局 保護課

生活保護費戻入金の延滞金

【事実関係】

過去の監査結果

年度	指摘の内容	報告書
令和元 年度	全市的に延滞金を徴収しないとの扱いをしており、各区民生子ども課は、その扱いに従っているだけであるが、そもそも、延滞金を一律徴収しないとの扱いは条例に反するものであって、条例に従って行うべきである。 延滞金については、適正な納付を促すためにも徴収すべきであり、免除の活用を含め運用を見直すべきである。	154頁
対応中（監査委員への対応報告）		担当課
生活保護費戻入金はほとんどすべての債務者が生活保護を受けている者、受けていた者であるため、元となる債務の返還に充てられる資力すら持たない場合が少なくありません。そこで、令和2年度に各区に示した、名古屋市債権管理条例第12条第1項3号（無資力）による債権放棄の適用基準を参考に、延滞金の免除を含め、延滞金徴収事務の運用にかかる規程作成の検討を進めております。 令和3年度においては4月及び7月開催の生活保護経理事務担当者会において議題に挙げ、特に延滞金の免除について意見を集約しましたが、免除の活用を図るにしても、延滞金徴収事務の開始に伴う事務負担の著しい増加を懸念する意見が挙がるなど、免除の対象や免除を認める上で必要な事務手続きについての検討が難航しております。 単なる事務負担増加や未収金額の増大に終わることが無いよう、慎重に検討を進めているところであり、引き続き運用開始を目指してまいります。		健康福祉 局 保護課

市は、令和6年4月に「生活保護債権管理マニュアル」を策定して、生活保護に関する債権の管理、徴収、滞納処分、債権放棄、不納欠損等の取扱いについて定め、「延滞金の徴収」に関して以下のとおり記載している。

1 延滞金の徴収

税外収入の延滞金の徴収に関する条例により、自治法 231条の 3 1項の規定による督促をした場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金として徴収する。

■ 税外収入の延滞金の徴収に関する条例 1条

2 延滞金の減免・免除

不慮の災害その他特別の事由があると認めるときは、前条の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

■ 税外収入の延滞金の徴収に関する条例 2条

3 延滞金の消滅時効

延滞金は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除き、これを行行使することができる時から 5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

■ 自治法 236条 1項

以上のとおり、延滞金の徴収については記載がなされているものの、免除の活用を含めた運用の見直しについては「検討中」と記載されるにとどまっている。

なお、市によれば、「生活保護法返還金・徴収金の延滞金」及び「生活保護費戻入金の延滞金」については、令和 6年 6月 3日時点において未措置とのことであった。

【意見】健康福祉局保護課

指摘への対応として、延滞金の免除の活用を含めた運用の見直しを継続して検討していることは評価できる。また、事務負担増大の懸念などから検討が難航している状況も理解できる。慎重に議論を重ねることはもちろんではあるが、指摘から既に 5年を経過しており、今後は運用開始を目指して、意見を取りまとめるための期限を設けて検討を継続することが望まれる。

8 子ども青少年局

8-1 特殊勤務手当について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成18年度	園児のクラス担任者など主として障害児保育の業務に従事する職員のみ特殊勤務手当を支給すべきである。 また、潜在的に障害児保育対象児として認定を受ける可能性のある3歳未満児の保育など、精神的・肉体的負担の大きな業務に対しても手当を支給するという事であれば、当該業務についても別途特殊勤務手当の支給要件として規定化しておく必要がある。	169頁
措置状況		担当課
特殊勤務手当の根拠については、制度を所管している関係局により、平成22年3月30日付で規則が改正され、「保育園における障害児保育を行う保育士、保育員、看護師、又は准看護師の業務」に対して福祉業務手当を支給することとし、平成22年4月1日より施行されているところです。 なお、ここでいう「障害児保育」とは、名古屋市障害児保育指導委員会により障害児保育の対象であると認定された児童及び園長が行動等から判断して、認定児と同程度の心身の障害を有すると認める児童（以下、「認定児等」という。）の保育をいうこととし、認定児等が入所している保育園で勤務する保育士、保育員、看護師、准看護師にのみ当該福祉業務手当を支給することで支給の根拠を明確にいたしました。		子ども青少年局 保育運営課

職員の給与に関する条例第12条は、「職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組み入れることが不可能であるか、又は困難若しくは不適當な事情があるときは、その特殊性に応じ特殊勤務手当を支給することができる。」とし、特殊勤務手

当として、福祉業務手当が設けられている（同条例第12条の2）。同条例第12条の28第1項によれば、「福祉業務手当は、職員が次の各号のいずれかに定める内容の業務に従事したときに支給する。」とされている。この業務のうち、「次のアからケまでのいずれかに掲げる業務を本務として行う職員の当該業務」とされ（第1号）、「児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち市長が定める施設における児童の指導又は養護等の業務」が掲げられている。

特殊勤務手当規則第24条第1項によれば、上記の「市長が定める施設における児童の指導又は養護等の業務」は、「次に掲げる業務を本務として行う当該職員の業務とする。」とされ、「保育園における障害児保育を行う保育士、保育員、看護師又は准看護師の業務」が掲げられている（第4号）。同号の手当は、日額200円である（同条第10項）。

平成18年度の監査の結果によれば、名古屋市の公立保育所に勤務する全ての職員に対して、勤務日数に応じて特殊勤務手当が支給されていた。これを受けて、市は、対象とする保育園を認定児等が入所している保育園に限定して福祉業務手当を支給することにした。しかし、障害児保育に従事した職員を把握し、当該職員が障害児保育に従事した日数に応じた支給はしていなかった。

【指摘】子ども青少年局保育運営課

特殊勤務手当は、定められた「業務に従事したとき」に支給するものである。平成18年度の監査の結果は、この当然のことを指摘したものであるが、その措置はとられていなかった。

特殊勤務手当は、対象となる業務を本務とする職員が、当該業務に従事したことに対して、支給されなければならない。障害児のいる保育所に勤務する保育士・保育員の全員が障害児の保育をするとは限らないし、勤務した日の全てに障害児の保育に従事するとは限らない。看護師・准看護師についても、勤務した日の全てに障害児の看護に従事するとは思われない。

そもそも、現在の特殊勤務手当規則の定め方によれば、福祉業務手当は、「障害児保育を行う保育士、保育員、看護師又は准看護師の業務を本務として行う当該職員の業務に従事したとき」に支給することになっており、定め方が適切ではない。

特殊勤務手当第24条第 1項の柱書の「次に掲げる業務を本務として行う当該職員の業務とする。」を「次に掲げる業務とする。」に改正し、同項 4号を「保育所において保育士、保育員、看護師又は准看護師が行う障害児（名古屋市障害児保育指導委員会により障害児保育の対象であると認定された児童及び園長が認定児と同程度の心身の障害を有すると認める児童をいう。）の保育又は看護の業務」と改正した上で、障害児がいる保育所における全てではなく、障害児の保育又は看護の業務を本務とする職員が当該業務に従事した日数に応じて福祉業務手当を支給すべきである。

9 住宅都市局

9-1 市有地の利活用について

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成23 年度	熱田駅前地区市街地再開発事業用地（土地開発公社保有） ①暫定的利活用も含めた事業計画の明確化 暫定的な活用も含めた事業計画を早期に明確にし、有効活用を図られたい。	105頁
措置状況		担当課
暫定的な活用に向けては、引き続き関係事業者等にヒアリングを行うなど、活用方策の検討を行っていきます。また、管理団体である名古屋市土地開発公社のホームページに一時貸付の対象用地の一つとして掲載し、一般市民が利用希望を表明できる状態にしております。		住宅都市局 まちづくり企画課

熱田駅前地区の再開発事業については事業化推進を引き続き検討している段階であり、対象課へのヒアリングによれば活用方法としては年に数日程度外部への貸付がなされているほかは、状況に応じて区役所の駐車場として利用しているとのことであった。

なお、現状では名古屋市土地開発公社は清算されており、当該土地について一時貸付の対象用地として掲載し、一般市民が積極的に利用希望を表明できる状態にはなっていない。

【意見】住宅都市局まちづくり企画課

包括外部監査における指摘から10年超が経過している状況であるが、暫定的な活用が進んでいない状況である。

また、現状は事業化推進を検討している段階であり、都市計画の決定までの期間を踏まえると、仮に事業化がなされるとしても相当程度の期間は現状のままの状況が継続すると思われることから、改めて暫定的な利活用の方法を具体的に検討することが望まれる。

9-2 アンケート実施方法の改善

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成26 年度	市営住宅等について、満足度調査の実施状況・実施結果についてヒアリングしたところ、市営住宅等の指定管理者・管理代行者である名古屋市住宅供給公社における窓口対応についての満足度調査は実施されているが、市営住宅等自体の満足度調査は実施されていないとのことであった。 なお、窓口対応についての満足度調査は、毎年度、約3か月間に渡り住宅供給公社の窓口において、来客者にアンケート用紙を記入させる形式で実施されている。 調査結果で「悪い」とあった回答は0.2%とごく少なく、窓口対応の満足度調査の結果からは特段問題は認識されなかった。 ＜改善提案＞ 住環境に関するよりよい公共サービス提供の観点から、窓口対応に関する満足度調査のみならず、住宅管理業務に関する満足度調査を実施することが望ましい。	175頁
対応状況		担当課
市営住宅等の満足度調査については、平成26年度より窓口対応と併せて住宅管理業務に関する満足度調査も実施しております。		住宅都市局 住宅管理課

措置として窓口対応と併せて住宅管理業務に関する満足度調査をしているが、アンケートの内容を確認したところ、住宅管理業務に関する具体的な項目を複数項目列挙するような形のアンケートにはなっていなかった。

また、窓口対応と併せた満足度調査であることから令和 5年度にて回収した回答は 2,901件となっており、市営住宅の全件 6万戸に比較した場合には必ずしも十分な回答数とはいえない。

【意見】 住宅都市局住宅管理課

住環境に関するよりよい公共サービス提供の観点から、利用者の声をきくために住宅管理業務の満足度を調査する趣旨からすると、窓口対応についての満足度と併せて調査を実施するのみでは回答数が少なく、また、住宅管理業務に関する具体的な項目を複数項目列挙するような形でのアンケートを行っていないため、十分な効果が得られるようなアンケートになっていない。

窓口対応と併せた住宅管理業務へのアンケートに加えて、全戸を対象とした住宅管理業務に関する具体的な項目を複数項目列挙するような形でのアンケートを定期的の実施することが望まれる。

9-3 中川運河における水上交通定期運航事業の有効性評価

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
令和 2 年度	中川運河における水上交通定期運航・モニタリング調査（運航業務）委託及び中川運河における水上交通の推進に係る船舶の運航業務委託における認知度向上の検討について 本事業の報告書を確認したところ、利用者のアンケート調査結果の他、収支状況（運賃収入額－運航経費額）が記載されていた。 収支状況は以下である。 2017. 10～2018. 3 ▲24, 297, 485円 2018. 4～2018. 9 ▲19, 744, 600円 2018. 10～2019. 3 ▲26, 382, 691円 2019. 4～2019. 9 ▲23, 184, 720円 また、収支をマイナスにしないために必要な乗船率などの記載はあったが、中期計画等の、今後の収支計画の有無を確認したところ、無いとのことであった。本事業は、中川運河の再生と名古屋港のにぎわい創出を目的としており、営利活動を目的としていない。 ただ、収支が赤字のまま低迷しているということは、結果として、にぎわい創出が十分ではないことが推測できる。名古屋市として、いつまで、いくらまでの赤字が許容できるかを、予め検討しておく必要があると考える。 なお、収支を改善させるために、運航日数を減らし、運航経費額を減らすことは、にぎわい創出の点で逆効果である。この点で、例えば、別の部署の選挙管理委員会事務局では、「名古屋市議会議員一般選挙・愛知県議会	164頁

	議員一般選挙街頭啓発キャラバン及びバナー広告」の委託業務により、企画運営会社に、選挙や投票の周知を依頼している。仮に、本事業においても、企画運営会社に、認知度向上を依頼し、委託料に見合う収支改善や、にぎわい創出、経済効果が期待できるならば、本来の事業趣旨に合致しており、検討の余地はあると考える。	
対応状況		担当課
本事業における今後の収支計画及び名古屋市として許容できる収支不足の期間と不足額に関する検討については、これまで収支等の中期計画がなかったことから、今年度の運航分析業務において民間自主運行に向け、収支計画目標や今後予測される収支不足に関する本市としての対応について整理を行う予定をしております。 また、次年度の運航事業者選定に係るプロポーザルにおいて、収支の課題解決など民間による自主運行に向けた提案を受け、運航事業者及び関係者と協議を行いながら収支改善に取り組んでいきたいと考えております。 収支改善やにぎわい創出、経済効果を目的とした企画運営会社による認知度向上業務の検討については、本事業において、次年度に総合的なプロポーザルで、収支改善やにぎわい創出などにつながる企画・PR業務の提案をいただくことを検討しております。		住宅都市局 名港開発振興課

現状における収支の状況をヒアリングしたところ、令和 5年において 2,800 万円ほどの収支赤字（運賃収入額－運航経費額）となっているとのことであり、今後乗船者数が増えた場合であっても、他都市との事例も踏まえて赤字脱却までは難しいと考えていると判断しており、実際に令和 8年度までの乗船者数及び収益性の将来予測に関する資料においては乗船者数の増加や収支の若干の改善を見込んでいるものの、令和 8年度においても収支の赤字は継続していく見込みとしている。

また、内部資料として今後の見通しは作成しているものの、オーソライズされた中期計画はないとのことであった。

【意見】 住宅都市局名港開発振興課

継続的な運航に向け、改めて今後の中長期的な収支計画を作成するとともに官民の役割分担を明確にした上で、収支改善を進める必要がある。

にぎわい創出やそれに伴う経済効果といった運航業務の収支には反映されていない効果など、費用対効果を検証し、効果的な事業の実施に努められたい。

10 緑政土木局

10-1 宗教施設の敷地に供されている土地について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成23 年度	平成22年 1月20日最高裁判所大法廷判決の趣旨からすると、引き続き無償で第三者に占有されている状態を放置することは、政教分離原則に反しており違憲状態であると評価されてしまう可能性もあるため、適切な措置を施すべきである。 名古屋市においても、同様なケースが生じた際に、神社を管理する地縁団体に不法占拠された土地を購入してもらうことにより、政教分離の問題を解消したケースもあり、除却を依頼する他に、神社等の管理者に買取を依頼することも解決策の一つと考えられる。ただし、取得時の経緯を考慮すると、除却も買取も容易に実現するものとは思われないため、不法占拠状態の解決が図れない場合には、神社等の不法占拠により生じる政教分離の問題についてどのように対応するのか十分検討されたい。	206頁
措置状況		担当課
神社等の不法物件により生じる政教分離の問題については、除却による解決が望ましいと考えており、占拠者に対して、年 1回以上の催告を行っているところです。 ただ、土地取得時の経緯等を考えると除却は非常に困難なため、財政担当部署とも連携して、過去のケース等も参考としつつ、解決方法について引き続き検討を行っていきます。（平成25年12月31日現在の状況）		緑政土木 局 緑地管理 課

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成23年度	中村区A公園については平成16年 7月に、文書により催告をしたのを最後に、その後、催告を行っていない。 同様に、中村区B公園についても社殿部分については、平成10年 7月に文書で催告した後は、催告は行われていない。 いずれの公園も、当該土地を取得した時点で既に神社が設置されており、特に中村区B公園については、神社及び周辺の土地を愛知県が寄付を受け公園とし、名古屋市へ移管されたものとのことである。 両公園とも、このような歴史的経緯から、除却催告は止めたとのことであったが、前述のとおり、不法占拠にはさまざまな問題があるため、歴史的経緯を理由に催告を行わないことは適切だとはいえない。規程に定められた方針に基づき、適時適切な対応を行うべきである。	206頁
措置状況		担当課
両公園とも平成24年 8月10日に占拠者に対して、除却催告を行いました。 今後も占拠者に対する催告を継続的行っていきます。（平成25年12月31日現在の状況）		緑政土木局 中村土木事務所

(1) 令和 5年度の対応

緑地管理課は、各土木事務所長及び東山総合公園管理課長に対し、令和 5年 5月26日付の「公園内不法設置物件について（依頼）」と題する書面を送付し、公園内の設置物件について、「都市公園内不法設置物件処理規程」に基づく除去催告を不法占拠者に行うことを求める一方で、社寺関連については、神社等所有者に対して確認願を出して確認書を提出してもらうとの対応を依頼していた。社寺関連について、「都市公園内不法設置物件処理規程」に基づくこ

となく、このような対応をしたのは、市が令和 2年 2月に実施した法律相談において、除却催告書による催告は信教の自由の侵害になる可能性があることが確認されたためであった。

対象となる社寺関連については、「都市公園内に存在する社寺等一覧」という別表を添付していた。この別表によると、以下のとおり、宗教施設の敷地に供されている土地が存在する。

これらの土地について、市は、いずれも普通財産ではなく、行政財産（公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産）として区分している。また、行政財産の使用許可の手続はとられていない。

確認願を実施する宗教施設

分類	区	公園名	神社等名称	不法設置物件名	管理者	備考
施行前 神社等 (※1)	中村	米野公園（茶ノ木、鳥公園）	熊野社	社殿及び塀の一部（宗教施設の一部分）	熊野社	昭和14年 区画整理で引継ぎ
	港	惟信第二公園	神明社	社殿及び付属工作物	神明社	昭和17年 区画整理で引継ぎ
施行後 神社等 (※2)	中村	諏訪公園	諏訪神社	社殿及び付属工作物	諏訪東町内会、 諏訪西町内会	昭和22年 区画整理で引継ぎ
	名東	猪高緑地	高針御嶽山神社	社殿及び付属工作物	高針御嶽山神社	昭和45年 区画整理で引継ぎ
その他 (※3)	南	道徳東部公園	稻荷神社	神社付属工作物（宗教施設の一部分）	忠次稲荷奉賛会	昭和15年 区画整理で引継ぎ 昭和37年 神社部分の払下げ 昭和37年以降 払下げ後新たに 越境
	西	城西公園	—	社殿（屋根神様）	北鷹匠町町内会	昭和59年 民家の屋根神様が公園内に持ち込まれる

※1 日本国憲法施行前に寄附（区画整理を含む）で引き継いだ公園の上に設置されていた神社等

※2 日本国憲法施行後に寄附（区画整理を含む）で引き継いだ公園の上に設置されていた神社等

※3 不法に設置された物

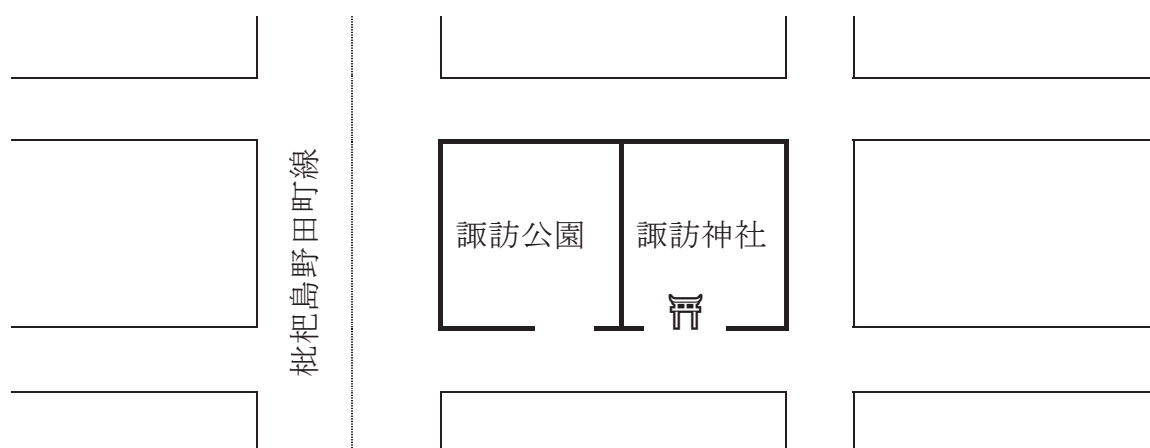
確認願を実施しない宗教施設（協定等により市有地であることが確認されているため口頭等による確認を行う宗教施設）

分類	区	公園名	神社等名称	不法設置物件名	管理者	備考
施行前 神社等 (※1)	中村	中村公園	豊国神社	社殿及び付属工作物	豊国神社	明治35年 寄附により県に移管 大正12年 県から市に無償譲渡 平成28年 維持管理協定締結
		日吉公園	日の宮神社	社殿及び付属工作物	下中八幡宮氏子 総代会、日ノ宮 町町内会	昭和10年 区画整理で引継ぎ 寄附要件に神社の存置 令和 3年 維持管理等に関する 覚書締結
	熱田	西野公園	西野神社	鳥居・手洗鉢（宗教施設の一部）	西野町内会、西 野町南部町内会	昭和13年 区画整理で引継ぎ 令和 5年 維持管理等に関する 覚書締結
施行後 神社等 (※2)	港	惟信第一公園	辯天寺	寺務所付属物（宗教施設の一部）	辯天寺	昭和17年 区画整理で引継ぎ 令和 3年 維持管理等に関する 覚書締結
	東	建中寺公園	筒井天王社	社殿（屋根神様）	筒井町内会	昭和56年 復興土地区画整理事業換地処分 平成11年 念書受領

中川	長町公園	長町氏子社	祠	八熊一丁目自治会	昭和31年 区画整理で引継ぎ ただし、引継ぎ時（昭和42年） の資料に不法物件の記載がない ため、引継後に公園内に持ち込 みの可能性 令和 4年 維持管理等に関する 覚書締結
	松年公園	知立神社	神社付属工作物（宗教 施設の一部）	知立神社	昭和35年 区画整理で引継ぎ 令和 4年 維持管理等に関する 覚書締結
	川間公園	龍神社	社殿及び付属工作物	川間町民会	昭和36年 区画整理で引継ぎ 令和 3年 維持管理等に関する 覚書締結
港					
南	丹八山公園	加具土社	社殿	笠寺迫間公民会	昭和27年 区画整理で引継ぎ 令和 3年 維持管理等に関する 覚書締結

(2) 諏訪公園（中村区A公園）について

公有財産台帳によれば、中村区諏訪町 3丁目14番（公簿地積 2238.00㎡）の土地について、施設名称：諏訪公園、財産分類：公共用財産、用途：公園、所管地積 2238.01㎡、台帳価額：135,400円、取得年月日：1869年 1月 1日とされていた。かかる土地上に諏訪神社が存在する。位置関係を略図で示すと次のとおりであった。なお、市は、諏訪公園を都市公園ではないとしているが、この点については後述する。



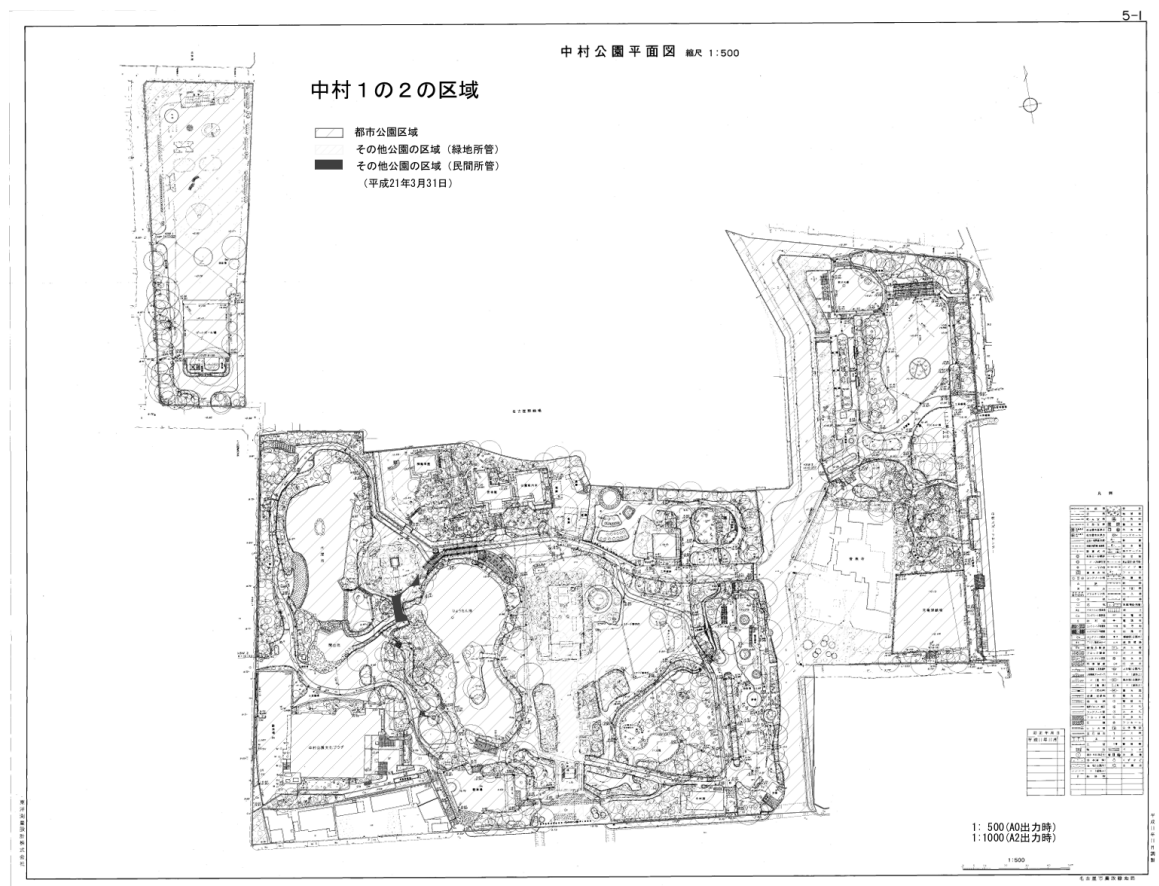
上記の緑地管理課からの依頼を受けて、中村土木事務所は、令和 5年 8月17日、諏訪東町内会長及び諏訪西町内会長に対し、「貴殿所有の下記宗教施設は、当市所有の諏訪公園内に権原なく設置されています。本件はこのことについて改めて認識いただくものです。」と記載された確認願を出し、両名から、「確認願のありました私の所有する下記宗教施設について、名古屋市所有の諏訪公園内に権原なく設置していることについて確認しました。」と記載された確認書の提出を受けていた。

(3) 中村公園（中村区B公園）について

公有財産台帳によれば、中村区中村町木下屋敷58番外83筆（公簿地積合計 65,356.67㎡）の土地について、施設名称：中村公園、財産分類：公共用財産、用途：公園、所管地積合計 65,379.48㎡、台帳価額：合計 171,284,087円とされていた。なお、市は、中村公園を都市公園としている。

中村公園は、明治16年、地元有志が「豊公遺跡保存会」を設立し、豊臣秀吉を祀る豊國神社を創建したことから始まる。明治33年には「中村旧跡保存会」が設立され、豊臣秀吉誕生の遺跡を中心に土地を買い入れ、豊國神社の境内と併せて管理した。明治34年、これらの土地が愛知県の所管となり、中村公園が設置された。大正10年に中村が名古屋市西区に編入されたため、大正12年、中村公園は、名古屋市へ移管された。昭和24年に公園内に競輪場が建設されたが、昭和31年に都市公園法が制定され、競輪場と豊國神社は公園区域から除外された。

都市公園台帳の図面によれば、都市公園の区域は次のとおりであった。豊國神社の敷地部分は、「都市公園区域」と区別され、「その他の公園の区域（緑地所管）（平成21年 3月31日）」と記載されていた。



市は、平成28年 3月29日、豊國神社との間で、「中村公園内の豊國神社と名古屋市との維持管理等に関する協定書」を締結した。この協定書は、名古屋市有地上に権原なく豊國神社が存することの両者の認識のもとに、除却対象であ

る不法物件としてではない豊國神社のあり方を模索する過程において、暫定的に日常的な維持管理上の区分けを取り決めるものとのことであった。

(4) 平成23年監査の結果に対する措置

平成23年度の監査においては、土地が宗教施設の敷地に供されている状況について、平成22年の最高裁判決を踏まえ、政教分離原則に反するものとして違憲状態であると評価されてしまう可能性があるため、適切な措置を施すべきである、政教分離の問題についてどのように対応するのか十分検討されたいとの指摘がなされた。

これに対し、市は、毎年一回、除却を催告する文書を送付し続けただけであった。その後、維持管理に関する協定・覚書を締結する公園もあったが、これは、あくまでも管理区分を明らかにするものにすぎなかった。確認願も、市所有の公園内に権原なく設置していることを確認させるものにすぎなかった。

また、名古屋市公有財産使用許可及び貸付事務取扱要綱第 3条第 1号及び第12条において「政治的又は宗教的用途に供する場合は、使用許可（貸付け）を行わないものとする。」とされており、担当局としては、対応が難しいとのことであった。

(5) 平成22年最高裁大法廷判決（S 神社事件）後の各地の状況

平成22年最高裁大法廷判決（S 神社事件）後、宗教施設の敷地に供されている土地について調査し、違憲状態を解消するための方策を検討している地方公共団体もある。なお、町内会に神社施設の敷地を無償譲与したことが政教分離原則に反しないと判示した平成22年 1月20日最高裁判所第大法廷判決（T 神社事件）や、氏子総代長に神社施設の敷地を適正な賃料で賃貸することが政教分離原則に反しないと判示した平成24年 2月16日最高裁判所第 1小法廷判決（S 神社事件の差戻上告審）がある。

【指摘】緑政土木局緑地部緑地管理課

「都市公園内に存在する社寺等一覧」に記載されている各々の土地について、当該宗教的施設の性格、当該運営主体の性格、当該土地が無償で当該施設の敷

地の用に供されるに至った経緯、当該土地利用の具体的態様、地域住民の認識、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、当該土地の利用提供行為が違憲状態かどうかの可能性を個別に検討するとともに、現況が違憲状態である場合には、売却、有償貸与、無償譲与といった違憲状態を解消するための方策について調査・検討すべきである。

10-2 諏訪公園の扱いについて

【事実関係】

前述したように、市は、諏訪公園を都市公園としていない。

諏訪公園は、前述のとおり、昭和22年に区画整理で市が引き継いだものであるから、昭和22年から市が公園として管理しているといえる。

市は、昭和34年 4月 1日の告示（名古屋市告示第76号）において、「名古屋市都市公園条例第 3条の規定に基づき、本市に設置した都市公園の名称及び所在地を次の通り告示する。」として、「諏訪公園」を記載していた。なお、備考欄に「公園予定地」と記載していた。ところが、昭和35年 6月 1日（名古屋市告示第 100号）において、「名古屋市都市公園条例第 3条の規定に基づき、本市に設置した都市公園の名称及び所在地を次の通り告示する。」とし、昭和34年 4月 1日の告示（名古屋市告示第76号）を廃止した。昭和35年 6月 1日（名古屋市告示第 100号）においては、諏訪公園を記載していなかった。

市は、「都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置するものとする」（都市公園法第 2条の 2）を根拠にして、市が諏訪公園を都市公園として公告していないから都市公園ではないと考えている。

【指摘】緑政土木局緑地部緑地管理課

都市公園とは、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、及び、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地をいう（都市公園法第 2条第 1項）

都市公園法は昭和31年から施行されたものであるところ、附則第 2項により、「この法律の施行の際、現に都市計画区域内において地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理している公園若しくは緑地又は都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理しているもの（国立公園計画等に基づいて設けられている国立公園法第 2条に規定する施設で公園又は緑地に該当するものを除く。以下「既設公園」という。）は、この法律の施行の日において、当該地方公共団

体又は当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体が設置する都市公園となるものとする。」とされている。

諏訪公園は、昭和31年の時点で、既に市が公園として管理していたのであるから、附則第 2項により、市が設置する都市公園となったのである。

昭和51年に都市公園法が改正される以前は、「都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は公園管理者である地方公共団体の条例で定める」とされていたところ、昭和51年に都市公園法が改正され、「都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置するものとする」

(第 2条の 2) が追加された。この条文の追加により、改正後に新設される公園又は緑地については、本条に基づく公告がなされない限り、都市公園法にいう都市公園としては設置されないこととなった。これに対し、改正法の施行の際、現に地方公共団体が設置していた都市公園で、本条に基づく政令で定める事項が公告されていなかったものは、同改正法附則第 2項の規定により、本条の規定にかかわらず、改正後の都市公園法に基づく都市公園となるものとされた。

諏訪公園は、昭和31年の都市公園法施行の日において都市公園となっていたのであるから、昭和51年の改正法の施行の際に公告がなされていなかったとしても、改正後の都市公園法に基づく都市公園となる。

以上から、市が諏訪公園を都市公園として公告していないから都市公園ではないという考えは誤りであり、諏訪公園を都市公園として扱うべきである。

11 上下水道局

11-1 上下水道の料金設定について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成18年度	名古屋市においては現行の水道料金の維持を前提として水道サービス水準の向上に努めていくこととしているが、現行の水道料金は、平成 8年に改定されたままであり、現在の経営状況を反映した適正な原価を基礎としているものであるとは必ずしもいえない。 適正な料金のあり方について上下水道事業経営調査会等へ調査委嘱を行うなどして、妥当な水道料金づくりを検討することが必要であるものと判断する。市民に対して説明責任を果たすことが要請される。	24頁
措置状況		担当課
料金制度のあり方について、上下水道事業経営調査会において検討を行い、今後の料金制度のあり方などを整理しました。 また、少量使用者を中心としたお客さまの負担軽減をはかるため、平成22年10月分から水道料金の引き下げを実施しますが、その制度設計にあたっては、経営調査会での意見を一部反映しました。		上下水道局 経営企画課

令和 6年 5月に上下水道事業審議会に対して「長期的な事業運営方針」及び「経営計画の方向性とその財源のあり方」について諮問を行い、財源のあり方の審議の中で、料金のあり方についても審議がなされ、その答申を令和 6年 8月に受領し、名古屋市としては答申の結果を受けて料金改定に向けた検討を行っている。

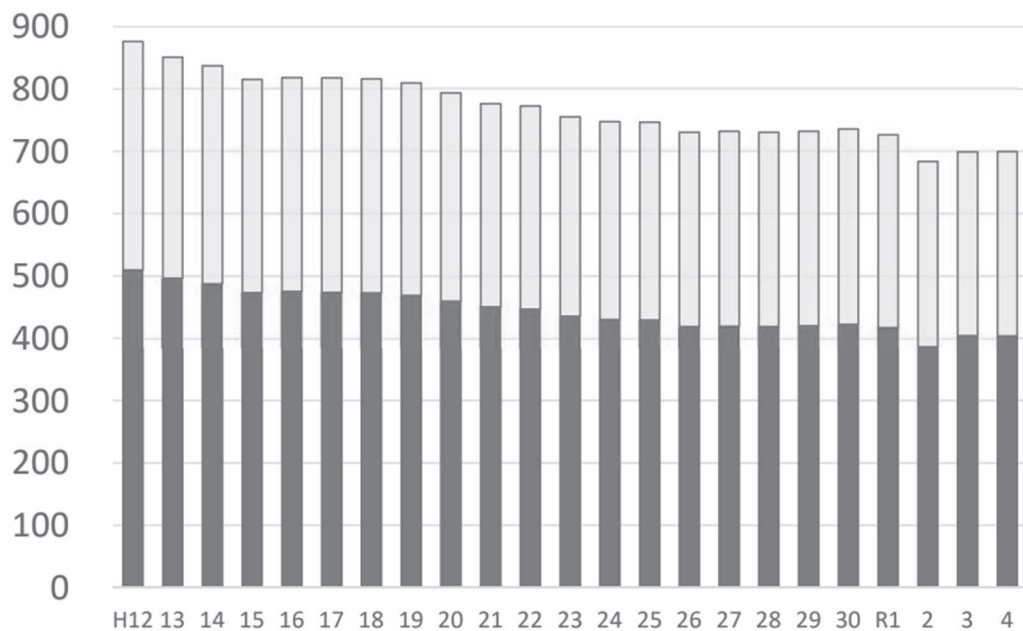
平成以降の料金改定とその背景（消費税率改定に伴うものを除く）は以下のとおりであり、直近では平成22年に水道料金の値下げを実施した後、見直しが行われていなかった。

時期	改定率	理由
平成 8年 1月施行 【水道】	19.8%	景気の低迷や異常気象による収入の減少、施設の老朽化対応及び平成 6年の大渇水や阪神・淡路大震災を教訓とした対策による支出の増加
平成12年 1月施行 【下水道】	20.7%	景気の低迷や節水意識の浸透による水需要構造の変化による収入の減少、施設の老朽化対応に伴う支出の増加
平成22年 9月施行 【水道】	△1.2%	行財政改革の効果による少量使用者を中心としたお客さまの負担軽減

今回の料金改定は節水機器の普及やライフスタイルの変化などにより使われる水の量が年々減少し、それに伴って料金収入も減少を続けてきた一方で、物価高騰の状況、施設の老朽化に伴う改築・更新需要により建設改良費が高止まりしていることなどを要因として実施するものとしている。

◆料金収入の推移

(億円)



※グラフの数値は各年度の決算値

(グラフ上段：下水道、グラフ下段：水道)

◆物価高騰の影響

	H28	R1	R4
労務単価（国土交通省通知）	17,704円	19,392円	21,084円
資材価格※（一般財団法人経済調査会）	99.2	109.8	142.5

※平成27年度を100とした数値

+9.5% +8.7%

+10.7% +29.8%

なお、令和 6年度の答申では今回改定する経営計画の計画期間内において試算すると、料金不足額を賄うには、水道・下水道あわせて11.8%の料金改定が必要になるとしている。

【意見】上下水道局経営企画課

平成22年度において水道料金を値下げして以降、令和 6年度まで14年以上もの間料金改定が行われなかった事実を踏まえ、少なくとも今後においては答申に記載されているとおり、「料金水準については、経営計画の改定等にあわせて経営状況や資金状況の見通しをたてた上で、維持管理費など通常の費用のほか資産維持費も含めた適切な水準に料金改定を継続的に行う」ことや、「料金体系については、使用者負担の激変についても考慮しつつ、水需要構造の変化に対応した経営の持続性と負担の公平性が両立できる体系を目指して漸進的に見直しを行う」ことなどにより、持続可能な上下水道事業の運営を意識し、経営計画の策定などに合わせて定期的に料金改定の検討を実施することが望まれる。

11-2 出張命令簿について

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成18 年度	出張命令簿について（監査結果） 出張命令簿の作成手続きが遅延している事例が多々あり、当該命令簿を作成する本来の趣旨が軽視されていると思われるため、規定を遵守した出張命令手続となるよう注意する必要がある。そのためには、例えば出張命令簿に同命令簿の作成日・記入日等の欄を追加して、出張命令日の欄には口頭または文書により出張命令を発した日を記入し、作成日、記入日等の欄には実際に命令簿を作成・記入した日を記載することによって明確な文書化を図る工夫等をすべきである。	114頁
措置状況		担当課
出張命令簿の作成が遅延しないよう、各課公所の給与事務担当者に文書及び口頭にて注意喚起し、遅延防止の徹底を図った。		上下水道 局 労務課

指摘事項に記載のある出張命令簿への作成日・記入日等の欄の追加についてはシステムの改修が必要となるため実施していないとのことであり、また、研修等において出張命令簿の作成が遅延しないように周知徹底することを定期的に実施するような対策も特段行っていないとのことであった。

【意見】 上下水道局労務課

過去に文書及び口頭にて注意喚起し、遅延防止の徹底を図ったのみでは継続的に指摘事項への実質的な対応がなされることが担保されないことから、毎年の研修等で周知徹底することが望ましい。

11-3 契約の見直しに関する措置

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成22 年度	本委託業務（春日井浄水場排水処理設備運転委託）については、設備の構成部品が汎用性のない特殊製品が多く、設備の運転・保守に関し、機器製作業者の有する独自の技術を必要とすることから、設備を製作・設置した業者の関係会社であり維持管理会社である上記の委託先と1者随意契約を締結している。 その一方で、設備については部分的に更新が行われており、その更新については一般競争入札により業者を決定しているとのことである。現在、この更新についても上記委託先が落札しているが、一般競争入札によって更新業者を決定しているのであれば、本委託業務の委託先とは異なる事業者が設備の更新について落札する可能性もある。その場合、更新後の設備についても特殊性があるならば、更新後の設備については更新後の設備の運転・管理業者が必要になり、更新前後の設備が併存する期間は設備の運転・管理が1つの事業者では行えないことになってしまう。 したがって、設備の更新にあたっては、設備の更新そのものだけでなく、更新後の設備の運転・管理を含めた対応を検討しておく必要がある。	283頁
措置状況		担当課
次期設備更新時には、更新後の設備の運転・管理を含めた契約方法等の対応を検討します。		上下水道局 浄水管理課

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成22 年度	本委託業務（大治浄水場排水処理設備運転委託）については、設備の構成機器の大部分が汎用性のない特殊製品が多く、設備の運転・保守に関し、機器製作業者の有する独自の技術を必要とすることから、設備を製作した業者の保守・点検・修理を担当する上記の委託先と 1 者随意契約を締結している。 その一方で、設備については部分的に更新が行われており、その更新については一般競争入札により業者を決定しているとのことである。現在、この更新についても上記委託先が落札しているが、一般競争入札によって更新業者を決定しているのであれば、本委託業務の委託先とは異なる事業者が設備の更新について落札する可能性もある。その場合、更新後の設備についても特殊性があるならば、更新後の設備については更新後の設備の運転・保全業者が必要になり、更新前後の設備が併存する期間は設備の運転・保全が 1 つの事業者では行えないことになってしまう。 したがって、設備の更新にあたっては、設備の更新そのものだけでなく、更新後の設備の運転・管理を含めた対応を検討しておく必要がある。	283頁
措置状況		担当課
次期設備更新時には、更新後の設備の運転・管理を含めた契約方法等の対応を検討します。		上下水道 局 浄水管理 課

当該委託業務については次期の設備更新が現時点においても行われておらず、類似の委託業務についても新規に発生していないため、設備の運転・管理と設備の更新を一体として契約しているケースはないとの回答を得ている。

【意見】 上下水道局浄水管理課

指摘からこれまでの間に措置すべき事象が発生していない状況であるが、次回の更新時に指摘された内容に対応できるよう、対応の考え方や方向性を文書化して保存することが望ましい。

11-4 水里応急給水センターについて

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成23年度	水里応急給水センターについて 配水場が必要と考えられた計画策定時の諸条件が変わり、現在では、配水場がなくとも上水道事業に支障はない状態が続いている。平成43年に完成予定という計画も、それまでに当該配水場が必要になるという明確な見込みに基づくものではない。市外給水区域の拡大など、新たな需要展開が見込めないのであれば、現計画自体の見直しも視野に入れて、別途、当該土地の有効活用を図るような施策を検討すべきである。	118頁
措置状況		担当課
当該土地に建設予定の配水場は、将来的に安定した配水を確保するために必要な施設として位置づけており、今後の水需要の動向等を注視しながら、配水場の整備計画を進めていきたいと考えております。あわせて、配水場建設までの有効活用方法について今後も検討してまいります。		上下水道局 資産活用課

現状においても配水場の建設に関する事業計画は存在しているものの、給水量の増加はゆるやかであり、配水場建設まで相当程度の期間が見込まれている。そのため、担当課において有効活用方法の検討を行い、令和2年度、令和5年度の2回、事業用定期借地として貸付入札を実施したが、いずれも不調に終わっている。不調に終わった理由をヒアリングしたところ市街化調整区域にあたることから建物の建設に制約があることなどが考えられるとのことであった。

【意見】 上下水道局資産活用課

担当課において利活用の方法は検討されていることは確認できたが、包括外部監査での指摘から10年超が経過しているものの土地の有効活用が進んでいな

い状況は改善されていない。現状においても建設予定時期は令和30年頃を見込んでおり、このままの状況が続けば長期間利活用がなされない状況が継続されることとなる。市街化調整区域にはあるものの国道沿いの土地であることから、より実現可能性のある貸付契約の内容を検討するなど、スピード感をもって配水場建設までの有効活用を行うことが望まれる。

11-5 マニュアル整備について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成20年度	事件管理・法的手続に関するマニュアル整備と周知徹底の必要性について（結果） 水道料金については支払督促等、下水道使用料については滞納処分といった法的手続きを視野に入れつつ、迅速な債権管理回収を図ることを検討すべきで、そのためには強制執行を含む法的手続利用のための具体的な手続を整備すべきである。また平成18年度に申立がされた支払督促について当初 3件のうち 1件が他のファイルに紛れたため漏れていたため、このような杜撰な管理を起さないよう、事件管理に関するマニュアルを整備されたい。さらに同支払督促はスケジュール管理を怠り仮執行宣言の申立を行わなかったために、失効して終了した。二度と同様な経過を辿らないように、より一層の周知徹底を図るべきである。	26頁
措置状況		担当課
法的手続に関するマニュアルの整備については、支払督促についての申し立てから債務名義取得後の強制執行に至る手続を、滞納処分についての督促から差押に至る手続を、それぞれマニュアルとして整備しました。また、支払督促の事件管理については、事件毎の内容と進捗状況を管理する「支払督促管理表」を作成しました。また、当該管理表は上記支払督促のマニュアルの一部として整備することで、今後の再発防止及び周知徹底を行いました。		上下水道局 料金課

担当課へのヒアリングでは、支払督促の事件管理を行っている案件は現状ではないとのことである一方で、漏水で金額が多額になった場合には例外的に支払督促の対象には含めていないとのことであった。

【意見】 上下水道局料金課

現行のマニュアル上では支払督促の実施を検討する対象者の条件として漏水の有無を考慮する記載とはなっていない。漏水の事実を考慮して支払督促の要否を決定する運用を行っているのであればマニュアルにその旨を記載することが望まれる。

11-6 給水停止保留手続について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成18年度	給水停止の保留について所長が承認したことを明確に文書化し、保存しておくべきである。また、給水停止を保留する条件として誓約書を徴することについては、現状の営業事務手続の運用を徹底させるか、あるいは営業事務手続を現実に即して見直すことを検討すべきである。	37頁
措置状況		担当課
給水停止の保留条件として誓約書を徴することについて営業事務手続を見直し、給水停止予定日を含む 2週間以内に未納料金を支払う旨が確認できた場合は、「未納管理カード」に延期後の支払期日、方法等を記入し、誓約書を徴しないで給水停止を保留することができることとした。ただし、やむを得ず 2週間を超えて保留する場合には、原則として「誓約書」を徴することとした。保留した場合には「給水停止予定者リスト（当日用）」にも理由を記入して、それによりミーティングを行い、具体的、最終的な給水停止計画を定める。給水停止当日には「給水停止予定者リスト（当日用）」に、当日の執行状況及び当日に保留した場合にもその理由など最終結果を書き加えて、所長までの決裁を受け保管することとするとともに、「誓約書」等を徴した場合には所長までの決裁を受けた後、別途保管することとした（平成19年10月 1日実施）。「営業事務手続」を上記内容に改訂し、営業所への周知徹底を図った（平成19年11月 1日施行）。		上下水道局 料金課

現在は未納管理業務を委託化するにあたってさらに営業事務手続を見直し、「3期以上となる支払約束でやむを得ず給水停止を保留する場合は、営業所に了解を得た上で、原則として「誓約書」等を徴する。」とし、原則 3期にならない申し出については誓約書を徴しないで給水停止を保留することができるこ

ととしており、誓約書等の入手状況については給水停止ミーティングにて確認している。

【意見】上下水道局料金課

誓約書等の入手状況については都度実施する給水停止ミーティングにて確認しているとのことであるが、当該方法では誓約書等の徴収が網羅的に行われているかを事後的に検証することが容易にできない。

営業事務手続では「原則として誓約書等を徴する」としているため、例外的なケースも想定していることから、誓約書等の入手の網羅性及び入手していない場合の営業所による承認の実施を担保するためにも、給水停止を保留している対象者について誓約書等の入手状況を記録する等個々の状況を確認できるようにし、入手されていない場合には営業所の承認を受けていることを明確にすることが望ましい。

11-7 ダム使用権について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成18年度	名古屋市上下水道局では以下の支出金額を水利権として計上しているが、当該支出は上記の水資源機構が築造する水資源開発施設を利用して流水を使用するため独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第 182号）第25条の規定により納付する負担金の額に該当するものであり、当該支出は上記のダム使用権に該当する。	92頁
措置状況		担当課
平成19年度より、ダム使用権として減価償却費を予算計上した。		上下水道局 経理課

指摘を受けて平成19年度よりダム使用権として計上した上で、ダム使用権としての耐用年数55年に従って減価償却を実施している（例えば、経過年数11年を除いた44年で平成19年度当初の残存価額をもとに減価償却費を計上）とのことであるが、水利権の耐用年数20年との相違による過年度の減価償却超過額については現状修正されていない旨の回答を得ている。その結果として、当初からダム使用権として計上していた場合と異なる金額でダム使用権が計上されている。

【意見】 上下水道局経理課

地方公営企業会計においては過年度の資産計上を修正する場合、その時点における過年度損益修正益もしくは過年度損益修正損として計上し、貸借対照表に計上されている金額があるべき金額となるように会計処理することが求められている。

本ケースでは、平成18年度の監査における指摘を受けた際に、それ以降の期間で減価償却費を修正する会計処理を行っているが、本来は先の指摘を受けた

時点において、当該時点における減価償却超過額を過年度損益修正益として計上するとともに、減価償却累計額を変更すべきであったと考えられる。

11-8 ダム建設事業割賦負担金の処理について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成18年度	借入金の利息を固定資産の取得価額に算入する会計慣行は、借入金利息のうち固定資産の完成の期間までに係るものであり、完成後の期間に係る借入金利息を固定資産の取得価額に算入する会計慣行はない。割賦償還金に係る利息は、固定資産の完成後の期間に係る利息であり、本来は各償還期間の営業外費用として処理されるべきものであった。	94頁
措置状況		担当課
平成19年度より、営業外費用として予算計上した。		上下水道局 経理課

指摘を受けて、平成19年度より借入金利息を営業外費用として計上しているとのことであるが、平成18年度以前に関して、完成後の期間に係る借入金利息を固定資産の取得価額に算入した金額について、修正は行っていないとのことであった。

その結果として、当初から完成後の期間に係る借入金利息を営業外費用として計上していた場合とは異なる金額で固定資産が計上されている。

【意見】上下水道局経理課

地方公営企業会計においては過年度の資産計上を修正する場合、その時点における過年度損益修正益もしくは過年度損益修正損として計上し、貸借対照表に計上されている金額があるべき金額となるように会計処理することが求められている。

本ケースでは、過年度に固定資産の取得原価に算入した支払利息の影響が残る中で減価償却計算を現在も行っているが、本来は平成18年度の監査における

指摘を受けた際に、固定資産の取得原価に算入した支払利息を取得原価から控除するとともに、正しい取得原価に基づく減価償却費を計算した上で、先の指摘を受けた時点における減価償却費計上後の資産計上額を算定し、実際に計上している固定資産金額との差額について過年度損益修正損として計上すべきであったと考えられる。

12 消防局

12-1 調定決裁書への添付書類について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
令和 3 年度	現状、手数料を受領した日の翌日に調定申請が行われているところ、調定決裁書には、領収書（控）及び公金口座への収納を証する書面が添付され決裁されている。 しかし、これらの添付書類のみでは、収納金額が網羅的に把握されていることを確認することはできず、仮に一部の収納金につき関連資料一式が抜き取られ、これと整合するよう調定金額が装われて申請されたような場合には、収納金額の一部に漏れがあることを適時に発見することは困難である。 そのため、調定申請を行う際、調定決裁書には、予防業務システムから出力された収納データ等収納金額を一覧することができる資料をあわせて添付して決裁をとるように改善すべきであると考えます。	111頁
対応状況		担当課
調定決裁書への添付書類につきましては、「公金収納事務に係る現金残高の確認及び過誤納金の処理等について」（令和 3年10月 1日付 3消総第 102号）を発出し、調定申請に際しては、予防業務システムにより出力した手数料集計表及び領収書（控）の合計金額を確認し、申請手数料が確実に収納されていることを確認するとともに、調定決裁書に証拠書類として添付するよう周知しました。 また、令和 3年11月24日にウェブ開催した経理事務担当者講習において、令和 3年10月 1日付 3消総第 102号通知の内容を各所属経理事務担当者等に対し周知徹底しました。（消防局総務課）		消防局総務課・規制課

令和 3年10月 1日付 3消総第 102号通知に基づき、調定決裁書には、予防業務システムから出力される手数料集計表を添付し決裁するように改善しました。（消防局規制課）	
---	--

市は、令和 3年10月 1日付 3消総第 102号通知に基づき、調定決裁書には、予防業務システムから出力される手数料集計表を添付し決裁するように改善して、その旨を対象職員に周知し、対象職員が入れ替わる際にも周知しているとする。

しかし、市は、当該業務内容に関する事務マニュアル等の書類は作成していない。

【意見】消防局総務課

適正に業務内容が引き継がれるように事務マニュアル等の書類を作成して周知することが望ましい。

13 区役所

13-1 再発防止のための体制

長期滞納債権の不納欠損処理について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成28年度	平成27年度に発生した不納欠損処理に関して閲覧したところ、平成27年 3月 2日に時効完成した債権の不納欠損処理について平成27年10月14日に決裁を受けていたが、本来であれば、平成26年度中に不納欠損処理すべき債権であった。年度内に時効完成予定の債権は、事前に子ども青少年局で把握し、年度末までに不納欠損処理を各区役所に通知し、各区役所において、不納欠損処分の決裁をとってから、当該年度決算までに財務会計システムに不納欠損処理を実施するという手続きを実施されたい。	90頁
措置状況		担当課
年度内の不納欠損処理が徹底されていなかったため、平成29年 2月27日の係会で周知徹底を行いました。なお、平成27年度以降の不納欠損処理については、それぞれ年度内に完了しています。		中川区 民生子ども課

今回のヒアリングにむけて課内で関係書類の調査を行ったところ、令和 2年度分、令和 3年度分が合わせて令和 4年度に不納欠損処理されており、年度内での不納欠損処理が実施されていなかった事象が再発していることが判明したと報告があった。

改めて課内で周知徹底を行い、再発防止策としては局の福祉総合システムで管理しているデータのある「事務掲示板」を 2名でチェックすることとし、見落とし等がないよう努める体制を整えた。

不納欠損の処理については局からのデータどおりに処理すればよく、個人の判断は必要としない、とのことであった。

【意見】 中川区民生子ども課

以前の指摘と同様の事象が発生していたが、既に複数人で確認するなどの対策を済ませている。担当職員の多忙が原因とのことであり、今後も同様の事象が発生するおそれがあるので、毎年度の決算時に決裁者が必ず行うチェック項目とするなど、課内体制を整えて再発防止を図ることが望まれる。

13-2 要領・マニュアルの適時改訂

市民課現金出納事務取扱マニュアル（要領）について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
令和 3 年度	「準則」によれば、不交付分証明書の保存期間は、住民票関係等 3年、戸籍関係が 5年として記載されている。しかしながら、名東区役所の「要領」では、不交付分証明書は住民票関係等及び戸籍関係を区分することなく、3年と記載されている。つまり、名東区役所では、戸籍関係の不交付分証明書について、本来 5年間保存されなければならないところ、3年経過時に破棄されてしまうおそれがある状況となっていた。実際の業務では、戸籍関係の不交付分証明書の保存期間を 5年として、「準則」の通りに取り扱っているとのことであった。また、「指摘を受けて要領を準則に合致するように改正した。」との回答を得ている。この点につき、今後も「準則」の改正を「要領」に適時に反映して運用するとともに、当該運用を確認することが望まれる。	143頁
措置状況		担当課
本件は、平成25年 4月 1日付の要領改正時に当該項目の改正を怠ったため、旧取り扱いで記載されたままとなっていたことが原因です。 今回の指摘を受け、令和 3年10月 1日付要領改正を行うとともに、課内会議（各係会）において本件について周知し、準則通りの取り扱いの徹底を確認いたしました。また、同時に今後の準則改正に伴う要領への反映及び運営を確認いたしました。		名東区 市民課

なお、直近では令和 4年 4月 1日付で改正しております。今後 も準則の改正を要領に適時に反映して運用するとともに、当該運 用を確認してまいります。	
---	--

本件は、局から発出された「市民課現金収納事務取扱準則」（以下「準則」という。）に現場で使用している「市民課現金収納事務取扱要領」（以下、本項において「要領」という。）の改正が間に合っていなかった事案である。単に「要領」の改正を失念していただけであり、現場では「準則」の周知を徹底していたため、実際の事務内容については問題がなかった。現在では「準則」が発出されるたび名東区市民課での事務の実情に照らして「要領」を改訂し、夕礼（毎日実施）、係会、掲示板を使用し現場の職員への周知徹底を図っているとのことであった。

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
令和 3 年度	緑区役所では、現金収納事務に係る取扱要領に関し、「準則」に沿って「緑区市民課現金収納事務取扱マニュアル」が作成されているが、市民課内において周知されていなかったため、周知すべきである。なお、指摘を受け、改めて周知を行ったとの回答を得ている。 また、「準則」によれば、不交付分証明書の保存期間は、住民票関係等が 3年、戸籍関係が 5年として記載されている。しかしながら、緑区役所の「マニュアル」では、不交付分証明書は住民票関係等及び戸籍関係を区分することなく、3年と記載されている。つまり、緑区役所では、戸籍関係の不交付分証明書について、本来 5年間保存されなければならないところ、3年経過時に破棄されてしまうおそれがある状況となっていた。	142頁

	実際の業務では、戸籍関係の不交付分証明書の保存期間を 5年として、「準則」の通りに取り扱っているとのことであった。また、「指摘を受けて要領を準則にしたがって執り行う旨の記載に改正した。」との回答を得ている。この点につき、実際に「準則」を参考に業務を運用するとともに、当該運用を確認することが望まれる。	
措置状況		担当課
緑区役所では、現金出納事務において「準則」を直接使用し、平成19年に制定した「緑区市民課現金出納事務取扱マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を使用しておりませんでした。 そのため、「マニュアル」自体が職員に浸透しておらず、「準則」の改正に伴う「マニュアル」改正を怠っていたことが原因です。 今回の指摘を受け、従来の「マニュアル」を廃止し、「準則」にしたがって執り行う「市民課現金収納事務取扱要領（以下「要領」という。）」を新たに制定すると同時に、令和 3年10月28日、12月14日及び令和 4年 8月26日の職場内会議で「要領」の位置づけについて周知しました。 今後も「準則」や「要領」に基づき業務を運用するとともに、当該運用を確認してまいります。		緑区 市民課

本件は「準則」に従い制定された「マニュアル」を使用していなかったことによる事案である。措置の内容としては使用していなかった「マニュアル」を廃止し、「準則」に従った「要領」を新たに制定し、朝礼で周知しているとのことであった。現在は職員全員が閲覧可能な棚に「要領」及び「準則」が置かれていて、朝礼時や会議時に周知を行っているとのことのことである。

「要領」の内容については「準則」に独自のアレンジを加える必要がないとの判断から「準則」をそのまま使用する、としている（以下参照）。この対応は「要領」の改訂忘れを防止するため、とのことであった。

「市民課現金収納事務取扱要領」 緑区区政部市民課

1 趣旨

この要領は、緑区区政部市民課における現金収納に関する事務についての取扱を定めるものである。

2 内容

現金収納に関する事務については、スポーツ市民局地域振興部住民課が定める「市民課現金収納事務取扱準則」にしたがって執り行う。

附 則

- 1 この要領は、令和 3年12月10日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、平成19年 4月 1日付け施行の「緑区市民課現金収納事務取扱マニュアル」は廃止する。

今回のヒアリングにおいて、同様の指摘を受けている名東区と緑区の「準則」への対応について大幅に異なっていることが分かり、参考に他区の「要領」等を徴求し確認した。

各区、支所に「マニュアル」や「要領」が存在し、現場の職員が困ることのないように分かりやすく詳細な対応が書かれていた。

各「マニュアル」「要領」の最新の施行日を確認したところ下記のとおりであった。

千種区	令和 5年 3月31日
東区	令和 6年 3月 1日
北区	令和 6年 4月 1日
楠支所	令和 4年 4月 1日
西区	令和 6年 4月 1日
山田支所	令和 6年 4月 1日
中村区	令和 6年 4月 1日
中区	令和 3年 9月 8日
昭和区	令和 6年 4月 1日
瑞穂区	令和 4年 4月 1日
熱田区	令和 4年 4月 1日

中川区	令和 6年 4月 1日
富田支所	令和 6年 4月 1日
港区	令和 6年 4月 1日
南陽支所	令和 6年 7月 1日
南区	令和 6年 4月 2日
守山区	令和 6年 4月 1日
志段味支所	令和 6年 4月 1日
緑区	令和 6年 4月 1日（「準則」の施行日による）
徳重支所	令和 4年 4月 1日
名東区	令和 6年 4月 1日
天白区	令和 4年 4月 1日

【意見】緑区市民課

緑区では、「準則」にしたがって事務を執り行うことを定めた「市民課現金収納事務取扱要領」を制定し運用しているが、緑区以外の区、支所において緑区と同様の要領が存在していないことを鑑みるに、「準則」にも明記されているとおり、「準則」は最低の基準を明記しているにすぎない。個々の現場状況に合わせてアレンジすることを求めていると考えられる。緑区市民課においては現場の職員が困ることのないように実情に合わせてより詳細な「要領」を制定することが望ましい。

13-3 天白区総務課における公印使用記録簿への記入方法について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
令和 3 年度	17 天白区役所 総務課 (2) 監査の結果（指摘） 公印使用記録簿への記入方法について自動車臨時運行許可証の発行のために、公印を押印しているが、公印使用記録簿への記入は、業務終了後にまとめて行うという取扱いが実務上慣例化されていた。この点につき、公印使用記録簿の記入方法について総務局法制課に確認したところ、「公印規則第 3 条第 1 項において『原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得た後に公印使用記録簿（別記第 1 号様式）に必要事項を記載し、公印を押印しなければならない。』としている。このうち公印使用記録簿への必要事項の記載と公印の押印が一連の流れで行われている限り、これらの前後関係は問わない。」旨の回答を得た。 一連の流れとは、一連の動作としての公印使用記録簿への記入であり、合理的な事情により中断した場合でも、その事情が止み次第、速やかに手続を続行すべきものであると考える。	129 頁
措置状況		担当課
本件は、公印規則に則した事務が行われていなかったもので、公印使用の手続についての認識が不十分だったことが原因でした。 今回の指摘を受け、許可証を発行する都度、公印の押印と公印使用記録簿への記入を一連の流れで行うよう、令和 3 年 10 月 8 日の朝礼にて係員全員に周知徹底し、改めました。		天白区 総務課

担当課に対するヒアリングの結果によれば、自動車臨時運行許可証（いわゆる仮ナンバー）発行の際に押印する公印使用の際に記録する「公印使用記録簿」への記入時期については、一番遅くて、翌朝の始業前になることもあるとのことであった（この場合、記載される日付は使用した日であり、すなわち、バックデートしていることになる）。

この理由については、「公印使用記録簿」に記入する者は、実際に公印を使用する者ではなく、当該事務の担当者であり、その者の業務都合などを考えると、翌朝の始業前になってしまうとのことであった。

なお、名古屋市（総務局法制課）では、上記のとおり令和 3年の包括外部監査において「公印使用記録簿への記入」及び「公印の管理」についての指摘がなされていたことから、令和 4年 2月18日、各局に対して、公印使用記録簿の記載タイミングについて、「公印の押印と一連の流れで行ってください（合理的な事情により中断した場合でも、その事情がやみ次第、速やかに記載）。…包括外部監査の結果報告書で指摘されているように、業務終了後にまとめて記載すること等は認められておりません。」との周知・注意喚起がなされていた。

また、この周知・注意喚起に併せて、公印使用記録簿への記載タイミングに関する全庁的なアンケート調査が実施されていて、問題のある処理をしていた担当部局に対しては、対応の是正喚起がなされていた。もっとも、天白区総務課については、現状の運用について問題のある部局の対象には含まれていなかった。

【指摘】天白区総務課

公印使用記録簿への記載は、原則どおり、「公印の押印と一連の流れ」で行うべきである。仮に、業務の都合によりそれが困難であったとしても、遅くともその公印押印をした日の業務時間内には記録をすべきである。

14 教育委員会

14-1 「公会計」の導入について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成20年度	現在の運営では徴収できた金額の範囲内で食材を調達しているため、結果的に未納児童の給食費をその他の児童で負担しており不公平感を持つ。公会計で学校給食費を管理する場合には教員が管理回収業務に労力や時間を取られることが少なくなり、立替や他費の流用が起きない、法的手続きの原告は市町村であることに疑義がない等のメリットがある。公会計における処理を行われたい。	163頁
対応状況		担当課
どのような方式で実施すればより効果的で効率的な制度となるか、公会計化の方式や徴収体制や事務分担、システム化にかかる費用対効果などを「学校徴収金検討委員会」を開催し、学校現場の意見や他都市の状況も調査しながら検討しています。		教育委員会 学校保健課

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成21年度	昨年度の報告書では、学校給食費の公会計化は監査の意見として述べるに留めたが、以下の理由により公会計化は必要であると考えます。	256頁
措置状況		担当課
法的関係の明確化を図れるよう、「学校徴収金検討委員会」を開催し、学校現場の意見や他都市の状況も調査しながら、学校給食費の公会計化の検討を進めています。		教育委員会 学校保健課

教育委員会において検討した結果、公会計制度を採用する方向性となったが、予算編成過程で当該作業が一時中断した。

その後、教職員の働き方改革が契機となり、学校徴収金のシステム化を進めているとのことである。

この学校徴収金のシステム化が令和 9年度を目処に稼働する予定であること及び他都市でも公会計化を採用するようになってきていることから、教育委員会としてもこのシステムの稼働に合わせて公会計化を実施すべきであると考え、現在はシステムの仕様書を検討し、学校徴収金のシステム化や公会計化に向けて動いているところであるとのことである。

【指摘】教育委員会学校保健課

公会計化の必要性については、平成20年及び21年当時から変わるものではない。また、文部科学省では、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、2019年 7月に公表するとともに、全国の地方公共団体に対し当該ガイドラインを適宜活用して公会計化を推進するよう通知している。こうした状況を踏まえ、教育委員会においても公会計化への移行を進めているが、公会計化ができる限り早期に実現するよう、学校徴収金のシステム化など環境整備を確実に実施すべきである。

14-2 学校給食費における契約書等の作成について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成20年度	教育委員会、（財）事業団、学校関係の間にいかなる法律関係が存在し、どのような法的根拠に基づいて（財）事業団が小学校の給食食材の調達と給食会計を行い、学校が給食費を徴しているのか明確に意識しておらず、要綱・要領、さらには契約書すら存在しない。相互の法律関係を整理し、契約書等により書面化されたい。	161頁
措置状況		担当課
教育委員会、（財）事業団、学校関係における学校給食の円滑な実施を図るため、教育委員会と（財）事業団で、平成21年 4月 7日に覚書を結び、学校給食に関わるそれぞれの役割を書面化しました。		教育委員会 学校保健課

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成20年度	保護者と（財）事業団を繋ぐ法律関係が曖昧である。（財）事業団は名古屋市からの実質的な委託に基づいて一部食材の配送業務や、給食費の回収と支払いを行っていると考えられる。それならば、名古屋市と（財）事業団との間で学校給食運營業務を中心とする委託契約を結ぶべきであるので、契約の締結を行われたい。	162頁
措置状況		担当課

平成21年 4月 7日に、教育委員会と（財）事業団で覚書を結び、教育委員会が給食の実施者として保護者から徴収した給食費を（財）事業団に支払う事務を行い、（財）事業団は、教育委員会の指導・監督のもと、物資の購入・調達及び支払い・納入事業を実施するものと明記しました。	教育委員会 学校保健課
--	----------------

教育委員会と財団法人名古屋市教育スポーツ振興団（現在は公益財団法人）で、平成21年 4月 7日付で覚書（以下「本件覚書という。」）を結び、学校給食に関わるそれぞれの役割を书面化し、これに基づいて事務を行っているとのことであった。

なお、本件覚書によれば、第 1条において名古屋市教育委員会の役割は、学校給食実施者として、①毎月の献立を作成し、各学校の職数を乙（財団法人名古屋市教育スポーツ振興団）に通知する事務、②保護者から徴収した給食費を、毎月（8月を除く）乙に支払う事務、③その他、学校給食の円滑な実施、運営及びその発展に関する事業とされている。また、同第 2条において財団法人名古屋市教育スポーツ振興団の役割は、名古屋市教育委員会の指導・監督のもと、①物資の購入・調達及び支払い・納入、②物資の安心・安全に関する検査・調査、③第 1条第 1項第 3号に規定する名古屋市教育委員会が行う事業への協力とされている。

【意見】教育委員会学校保健課

本件覚書では、教育委員会の事務及び公益財団法人名古屋市教育スポーツ振興団の事務が記載されているにすぎず、各事務がどのような法的根拠に基づいてなされているのかは未だ不明確である。

また、覚書第 1条 1項 2号には「保護者から徴収した給食費を、毎月（8月を除く）乙に支払う事務」とされ、同条 2項には「甲は、前項各号の事務事業を各学校長に行わせることができる」とされているものの、保護者に対する給食費の徴収事務の主体は規定されていない。

そのため、徴収事務が滞った時、最終的に法的権限を行使しうる主体が一義的に明確ではないことは従前と変わるものではない。

したがって、公会計化にあわせて各契約関係についても、契約書等によって明確に規律することが望ましい。

14-3 学校給食用牛乳に関する法律関係について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成20 年度	契約と実態の祖語 牛乳については名古屋市と牛乳供給業者の間で契約書が交わされているが、実際には（財）事業団が（財）愛知県給食会を通じて支払っている。この点において名古屋市は（財）事業団に牛乳代金の支払いに関する事務を実質的に委託していると考えざるを得ないので、名古屋市と（財）事業団の間に存在する法律関係を明確にするべく、委託契約を締結されたい。	162頁
措置状況		担当課
牛乳供給業者等と協議を行い、平成21年度からは、業務の実態にあわせて（財）事業団を新たに当事者に加えた契約を締結しました。 また、教育委員会、（財）事業団、学校関係における学校給食の円滑な実施を図るため、教育委員会と（財）事業団で、平成21年 4月 7日に覚書を結び、学校給食に関わるそれぞれの役割を書面化しました。		教育委員会 学校保健課

名古屋市教育委員会、牛乳供給業者、公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会、愛知県学校給食牛乳協会及び公益財団法人愛知県学校給食会は、天白区、緑区、南区内の名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校に供給する学校用給食用牛乳については平成31年 4月 1日に、守山区、名東区、北区、西区、東区、港区の名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校に供給する学校用給食用牛乳については令和 2年 4月 1日に、それぞれ学校給食用牛乳教習協定書を締結している。

当該協定書の第 7条第 1項において「牛乳代金の授受については、甲（名古屋市教育委員会をさす）にあつては丙（公益財団法人名古屋市教育スポーツ協

会をさす)に、乙(牛乳供給業者をさす)にあつては丁(愛知県学校給食牛乳協会をさす)にその事務を委任する。」と規定されている。

【意見】教育委員会学校保健課

名古屋市教育委員会と公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会との間の委託関係について覚書が締結されているが、本件覚書では、教育委員会の事務及び公益財団法人名古屋市教育スポーツ振興団の事務が記載されているにすぎず、各事務がどのような法的根拠に基づいてなされているのかは未だ不明確である。

また、覚書第1条1項2号には「保護者から徴収した給食費を、毎月(8月を除く)乙に支払う事務」とされ、同条2項には「甲は、前項各号の事務事業を各学校長に行わせることができる」とされているものの、保護者に対する給食費の徴収事務の主体は規定されていない。

そのため、徴収事務が滞った時、最終的に法的権限を行使しうる主体が一義的に明確ではないことは従前と変わるものではない。

したがって、公会計化にあわせて各契約関係についても、契約書等によって明確に規律することが望ましい。

14-4 学校給食費の徴収について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成20年度	学校給食費の徴収問題は、給食に関する事務として教育委員会が管理執行権限を有する（地教法23条11号）。したがって、教育委員会は学校給食費の徴収が適切に行われるように各学校を指導すべき義務があるが、実際の監査を行ったA・F小学校において現に教員が立替えを行っていることが明らかになった。 しかし、教育委員会においては平成17年度の文科省調査で（財）事業団の作成したデータをそのまま使用し、平成18、19年度愛知県に提出したデータも（財）事業団に調査を依頼し、未納状況を正確に反映しているとは限らなかった。学校給食費の未納においては教育委員会において調査されたい。	162頁
措置状況		担当課
平成21年 3月 2日に教育委員会が現状を把握するため、学校徴収金の実態調査を実施しました。		教育委員会 学校保健課

平成20年の監査報告書では、名古屋市では、「私会計」で学校給食費を管理していると記載された上で、①教員に管理回収について多大な労力をかけさせストレスを与える、②立替えや他費の流用が起こりやすくなる、③未納が多額になった場合、填補がないので給食の質や量を落とさざるをえなくなる、④法的手続を利用して回収する場合の主体に問題があるなど、難点が存在すると記載されている。

他方、「公会計」で学校給食費を管理する場合、①教員が管理回収業務に労力や時間をとられることが少なくなる、②立替えや他費の流用がおきない、③

未納があっても填補されるので、質や量をおとさず給食を実施できる、④「公会計」であれば、法的手続をする場合の原告は市町村であることに疑いはないなどメリットがあると記載されている。

この点、ヒアリングでは、学校給食費の未納状況については、年度始めに全校分を確認し、年間の徴収を適切に行っていたか、徴収金額に不自然なところはないか把握するように努めているとのことであった。

もっとも、令和 5年に西区の小学校において、学校事務職員が学校給食費を立替え払いした事例が、同職員の異動を契機に発覚した。

当該事象が発生したことから、市では令和 5年 6月に「就学援助及び給食会計事務にかかる適切な事務の実施について」と題する書面を配布し、再発防止策として、領収書や補助金口座の確認、就学援助関係書類の保存を徹底するよう、注意喚起を行っている。

また、毎年実施している学校事務センターにおいて巡回指導を行うに際して学校給食費や就学支援金に対する指導を追加で実施するようになったとのことである。

【指摘】教育委員会学校保健課

ヒアリングでは令和 5年に西区の小学校で発生した事例について、徴収すべき世帯に徴収を伝えることができず、また、徴収すべきでない世帯から徴収を一定期間継続するとともに、差額を自ら立て替えて支払っていた事実からすると、「私会計」で学校給食費を管理する場合の難点である①教員に管理回収について多大な労力をかけさせストレスを与える、②立替えや他費の流用が起りやすくなるとの点が顕在化した事例であると思料されるため、早期の公会計化が必要である。教育委員会において公会計に移行する方向で進めている以上、公会計化ができる限り早期に実現するよう、学校徴収金のシステム化など環境整備を確実に実施すべきである。

14-5 教職員の研修について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	意見の内容	報告書
平成19年度	未受講者に対しては受講したのと同程度の成果が得られたことの確認が教育センターで可能となるような方策を検討すべきものとする。	107頁
対応状況		担当課
指摘のあった基本研修は、基本研修Ⅰ（経験年数に応じた研修）と基本研修Ⅱ（職務に応じた研修）で構成しています。基本研修Ⅰの初任研・5年研・10年研は通年にわたり、それぞれ複数回実施する研修であり、欠席の場合は資料を送付することで補完しています。そして、欠席分の研修結果を反映させた報告書を、次回に提出させることで、研修結果の確認を行っています。 基本研修Ⅱの教務主任等に係る研修においても、複数回実施するものは同様の方法で確認ができています。 また、基本研修Ⅱのうち実施回数が1回のみの研修の欠席者については、これまで特段の対応をしていませんでしたが、今後は、代理者の出席を促したうえで、それも不可能な場合には、研修で使用了資料を送付し、その資料を活用して自主的に研修を行うよう勧めることで研修内容を補完するようにしました。		教育委員会 教育センター

1 対応前段について

- (1) 現在は当時の措置状況と運用が変わっており、授業を受け持つ教員は一人一台タブレット端末を保有しているため、Microsoft Teamsを利用して事前に資料を交付しているとのことである。なお、予備のタブレット端末が3台存在しているため、授業の受け持ちがない校長などは予備のタブレットを活用している。

そのため、研修を欠席した場合であっても、受講者の手元には、資料がわたるようになっているとのことであった。

- (2) また、受講後にはアンケートに回答する必要があるところ、 Microsoft Formsを利用するようになったことで、アンケートへの回答の有無を把握す

ることができるようになったとのことである。なお、その回答率はほぼ 100%であるとのことであった。

- (3) 上記のとおり Microsoft Teams等を利用しているが、対面で研修を行うことに意味があるとして、研修は出来る限り対面方式で実施しており、一部オンデマンド方式を併用して実施しているとのことであった。

2 対応後段について

- (1) 基本研修Ⅱのうち、実施回数が年 1回となるものについて、その研修を欠席する場合には、代理者の出席をもとめているとのことであった。

もっとも、代理者が出席することも困難な状況が存するため、一定の欠席者が発生してしまうとのことである。この場合には、対象者に対して資料を交付し、当該資料を基に自主的に研修を行い、アンケートに回答してもらうことで研修内容を補完しているとのことであった。

- (2) 基礎研修Ⅱのうち、令和 3年から令和 5年までの参加者数、欠席者数及び受講率は以下のとおりである。

このうち、受講率が 100%となったものは新型コロナウイルス感染症の影響により、対面で実施ができず、オンデマンド方式により実施したためとのことである。

研修会名	R 3			R 4			R 5		
	参加者数 (人)	欠席者数 (人)	受講率 (%)	参加者数 (人)	欠席者数 (人)	受講率 (%)	参加者数 (人)	欠席者数 (人)	受講率 (%)
学校運営研修会(Ⅱ) 校務主任全員 【小中特】	378	0	100	378	0	100	353	25	93.39
学校運営研修会Ⅰ) 教務主任全員 【小中特】	393	0	100	392	0	100	363	29	92.6
生徒指導研修会 【小中特高】	396	0	100	384	13	96.73	379	16	95.95

【意見】教育委員会教育センター

研修を対面で実施することに意味があるとのことであったが、令和 3年から令和 5年にかけての受講率からも明らかなように、オンデマンド方式と対面方式では受講率に差が生じている。

そこで、対面方式での出席を原則としつつも、オンデマンド方式を併用することで、そもそも未受講者を減らしていく制度を構築していくことが望ましい。

14-6 使用する領収印について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成29年度	現金出納員の印、高等学校長の印、学校の印と 3種類の印鑑が使用されている。入学料免除者からは学校徴収金だけを収受し、市の歳入となる金額の収受はゼロなので、現金出納員の印を使用するべきではない。	28頁
措置状況		担当課
平成30年 9月に通知して、周知徹底しました。		教育委員会 学事課

市は、措置状況では「平成30年 9月に通知して、周知徹底しました」としており、ヒアリングにおいても文書で通知したとのことであった。

しかし、市は、学校徴収金マニュアル及び学校徴収金監査マニュアルを作成しているが、これらの中には入学免除者から収受する学校徴収金について、現金出納員の印をすべきでないことの記載はなされていない。

【意見】教育委員会学事課

文書で一度通知するのみでは、適正に通知内容が引き継がれないおそれがあるため、学校徴収金マニュアル及び学校徴収金監査マニュアルに明記することが望ましい。

14-7 不明図書について

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成29年度	蔵書点検において原物の所在が不明であることが判明した場合には、ただちに不明図書として認識すべきである。	44頁
措置状況		担当課
本件は、図書を所在不明とする時期を各高等学校の判断で決めていたことが原因でした。 各高等学校の図書を所在不明とする時期については、判明した時点で直ちに不明図書として取り扱うこと。また不明図書と判明した時点から、3年を経過した最初の蔵書点検で不明のままであれば図書原簿から削除するよう平成30年 5月11日に指導しました。		教育委員会 学事課・高等学校教育課

過去の監査結果		
年度	指摘の内容	報告書
平成29年度	図書原簿から削除するタイミングについて、定めを検討されたい。	44頁
措置状況		担当課
本件は、図書を所在不明とする時期を各高等学校の判断で決めていたことが原因でした。 各高等学校の図書を所在不明とする時期については、判明した時点で直ちに不明図書として取り扱うこと。また不明図書と判明した時点から、3年を経過した最初の蔵書点検で不明のままであれば図書原簿から削除するよう平成30年 5月11日に指導しました。		教育委員会 学事課・高等学校教育課

市は、措置状況では「平成30年 5月11日に指導しました」としており、ヒアリングにおいても同様の回答であった。

しかし、同様の指摘は、平成19年度監査においてもなされている（「図書関連（西陵高等学校）64頁」）。

また、市は、学校事務の手引き【管財編】を作成しているが、この中には①所在不明が判明した時点で直ちに不明図書として取り扱うこと、及び②不明図書と判明した時点から、3年を経過した最初の蔵書点検で不明のままであれば図書原簿から削除すること、の記載はなされていない。

【意見】教育委員会

今後の再発を防止するため、学校事務の手引き【管財編】に明記することが望ましい。

14-8 自然災害に関する歴史的文献の公開事業

【事実関係】

過去の監査結果		
年度	指摘	報告書
令和 4 年度	当初の計画どおりに進捗していない状況を踏まえ、課題を整理し、早期にデジタル化完了までの現実的な計画を立案する必要がある。	34頁
措置状況		担当課
現時点の進捗状況を踏まえ、計画の実現性について再度検証したところ、計画策定時の見込み以上に膨大な作業時間を要しているなど、当初想定した期間内に調査を完了できないことが明らかとなったことから、計画の期間を 4期20年から 7期35年に変更するとともに、各期の作業内容についても改善を図るなど、現実的な計画となるよう見直しを行いました。 まずは現在進行中の第 1期調査及び令和 6年度から実施予定の第 2期調査について、着実に遂行していけるように努めてまいります。		教育委員会 鶴舞中央図書館奉仕課

自然災害に関する歴史的文献の公開事業は、名古屋市の自然災害の歴史等を市民が学ぶ機会を確保するため、鶴舞中央図書館所蔵の自然災害に関する歴史的文献が含まれる貴重資料をデジタルデータ化し、インターネット上で公開する事業である。この事業は、貴重資料のデジタル化を進めることで市民がより効率的かつ簡便に資料に接することができるようになり、また、原資料への接触が減ることによって状態が保持され、保存について効果が見込まれることが期待されている。そして、日本全国で名古屋市図書館にのみ所蔵している資料をデジタル化し、なごやコレクションで公開することを目指している。この事業は、令和元年度から令和 5年度までの期間を対象として策定された「名古屋市災害対策実施計画」における具体的な取り組みの一つである。

デジタルデータ化の前提として、文献の中に災害に関する記述がありそうなものを調査し、冊数、撮影コマ数、資料の状態等を記録することを行う。当初に対象とした文献（第 1 期）については、令和元年度から令和 3 年度までの間に調査を完了させ、令和 4 年度にデジタル化する対象を決定し、令和 5 年度に予算要求をしてデジタル化するという計画であった。ところが、令和 3 年度終了時点において 6 割近くが調査未了であった。

令和 6 年度から令和 10 年度までの期間を対象として策定された「名古屋市災害対策実施計画」においても、この事業は具体的な取り組みの一つとされた。同計画によれば、令和 6 年度当初の現況として、「貴重書の調査率 58%（累計）（第 1 期・第 2 期合計）」、令和 10 年度終了時の目標として「貴重書の調査率 100%（累計）（第 1 期・第 2 期合計）・全 7 期に占める調査率 21.9%」とされた。

令和 4 年度の包括外部監査の当時、調査を完了してデジタル化が必要な量を把握してからでないと、デジタル化の予算要求ができないとのことであったが、同監査の結果において、「デジタル化の予算が確保できないとせっきくの調査も無駄になってしまう。最低限、必要と想定される金額でもよいので、予め予算要求して、デジタル化の予算を確保し、調査が完了したものから順次、デジタル化を進めることも検討されたい。」との意見を受けたことから、鶴舞中央図書館奉仕課は、令和 5 年度より、調査が完了している資料 1,160 冊（58,123 コマ）のデジタル化費用 11,880,000 円を災害対策実施計画（令和 6 年度～令和 10 年度）に合わせて 5 年に分けて予算要求を行うとともに、令和 9 年度にデータ公開費用 1,760,000 円の予算要求を行うこととし、令和 5 年度、災害に関する記述を含む資料 52 冊を含む 230 冊（約 12,000 コマ）のデジタル化費用 2,376,000 円を予算要求したが、予算措置されなかった。

【意見】教育委員会鶴舞中央図書館

「早期にデジタル化完了までの現実的な計画を立案する必要がある。」との指摘に対して、「現実的な計画」に変更したが、事業開始から 10 年かけて調査を完了させるというものであり、「早期にデジタル化完了」ということについての措置がなされたとは言い難い。この事業は、デジタル化したものが公開さ

れて初めて意味を成すものである。災害はいつ発生するか分からないため、できるときにできるだけのことを進めることをしなければ、この事業そのものの存在意義が問われることになる。

教育委員会は、調査が完了した分についての予算要求をするようになったが、デジタル化費用を 5年に分けて毎年予算要求するのに対して、データ公開費用は 5年分を一括で要求することとしているため、たとえ予算措置がなされたとしても、デジタル化されたものが市民に公開されるのは、5年後である。

調査が完了した分について、毎年、デジタル化されたものが市民に公開されるような計画を立案することが望まれる。